

平成29年3月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成29年3月24日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第3号 指定金融機関の指定について
議案第4号 事業契約の締結について
議案第5号 高浜市住民投票条例の一部改正について
議案第6号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について
議案第7号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第8号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
議案第9号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第10号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第11号 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第12号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について
議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
議案第14号 高浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
議案第16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第17号 高浜市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について
議案第18号 高浜市立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第19号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第20号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について
議案第26号 平成29年度高浜市一般会計予算
議案第27号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
議案第28号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計予算
議案第29号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計予算

- 議案第30号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
 議案第31号 平成29年度高浜市介護保険特別会計予算
 議案第32号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第33号 平成29年度高浜市水道事業会計予算
 請願第1号 二池町のボートピア建設同意に反対の決議を求める請願
 請願第2号 高浜市二池町にボートピアを建設しない事を求める請願
 請願第3号 小規模場外舟券発売場（仮称 ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜）設置に賛同の請願
 陳情第1号 国に対して「保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書」の提出を求める陳情
 陳情第2号 二池町を守る為ボートピア建設反対する陳情
 陳情第3号 二池町にボートピアを建設しないことを求める陳情

(日程追加)

- 日程第2 議案第34号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第8回）

(日程追加)

- 日程第3 議案第35号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）
 日程第4 外郭団体等特別委員会の中間報告について
 日程第5 議会改革特別委員会の中間報告について

(日程追加)

- 日程第6 意見案第1号 小規模場外舟券発売場 「（仮称）ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜」の設置に関する意見書

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	11番	神谷直子
12番	内藤とし子	13番	北川広人
14番	鈴木勝彦	15番	小嶋克文
16番	小野田由紀子		

欠席議員

10番 杉浦敏和

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	神谷坂敏
教 育 長	都築公人
企 画 部 長	神谷美百合
総合政策グループリーダー	野口恒夫
人事グループリーダー	杉浦崇臣
総 務 部 長	内田 徹
行政グループリーダー	山本時雄
行政グループ主幹	杉浦嘉彦
行政グループ主幹	中川幸紀
財務グループリーダー	岡島正明
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	三井まゆみ
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	山下浩二
福 祉 部 長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まちづくりグループリーダー兼福祉グループリーダー	磯村和志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都 市 政 策 部 長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	島口 靖
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
会 計 管 理 者	長谷川宜史
学校経営グループリーダー	内藤克己

監査委員事務局長 杉浦 義人

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 加藤 元久

主 査 加藤 定

主 査 内藤 修平

議事の経過

○副議長（浅岡保夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○副議長（浅岡保夫） ただいまの出席議員は15名であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、3月17日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、幸前信雄議員。

8番、幸前信雄議員。

〔議会運営委員長 幸前信雄 登壇〕

○議会運営委員長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る3月17日に委員全員出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

市長より議案第34号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第8回）、議案第35号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）が追加提出され、説明を受けた後、その取り扱いについて検討いたしました結果、本日、日程を追加し、上程、説明、全体による質疑後、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行うことに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 幸前信雄 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、ただいま報告のありました議案第34号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第8回）及び議案第35号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）の2議案を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付して

あります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○副議長（浅岡保夫） 日程第1 常任委員会及び各特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、柳沢英希議員。

3番、柳沢英希議員。

〔総務建設委員長 柳沢英希 登壇〕

○総務建設委員長（柳沢英希） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、去る3月14日午前10時より、委員7名及び市長を初め関係職員出席のもと開会されました総務建設委員会において、付託された議案5件について審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告をさせていただきます。

議案第3号 指定金融機関の指定について、委員より、従来の2年契約から3年に変更した理由はとの問いに、当局より、金融機関から指定金融機関業務を安全かつ確実に実施していくためには、市役所の派出所に配置している人材の確保、育成を含めて期間の延長の要望がある。指定金融機関の交代制をとっている知立市では平成26年から2年間に3年間に、碧南市では平成28年から2年間に5年間に、みよし市では平成28年から2年間に3年間に延長していることから、本市においても今回、指定期間を2年から3年に延長させていただきたいとの答弁。

議案第5号 高浜市住民投票条例の一部改正について、委員よりこちら質疑ございませんでした。

議案第6号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について、こちらも委員より質疑ございませんでした。

議案第7号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、専修坊児童遊園の廃止後の市内の公園の数と面積はとの問いに、当局より、現在、児童遊園は9カ所、子ども広場が5カ所の計14カ所、全体の面積は1万2,267平方メートル、今回の廃止により13カ所となり、1万1,652平方メートルになるとの答弁。

同委員より、都市公園も全て含むとどのくらいかとの問いに、当局より、現在、都市公園は市内に22カ所あり、全体の面積は11万1,343平方メートルとの答弁。

同委員より、市全体の公園の1人当たりの面積はとの問いに、当局より、手元にある資料が平成27年6月であるが、都市公園も含めて1人当たり2.65平方メートルであるとの答弁。

同委員より、愛知県と国の平均はとの問いに、当局より、平成23年度末の資料で申しわけないが、愛知県の全体の都市公園での現況で都市計画区域では愛知県全体で1人当たり7.65平方メートルとの答弁、国については今手元に資料を持っておりませんとの答弁でございます。

同委員より、県の面積と比較し、高浜市は1人当たりの面積が少ない。特に高取地区は都市公園もなく、かなり公園が少ないと思う。今後の公園整備についての考えはとの問いに、当局より、今回は児童遊園の廃止という提案、都市公園はほとんどが面整備、いわゆる区画整理事業による減歩、皆さんの努力によって公園ができているのが現状、市街地で単独で公園をつくるために用地買収をしている公園は非常に少ない。確かに高取地区は大きい公園はないが、小さな児童遊園は多い。公共施設や河川もあるので、それらを踏まえながら、子供の遊び場は状況に応じて確保していきたいと考えているとの答弁。

他の委員より、専修坊さんからの申し出で返還とあるが、その理由がわかればとの問いに、特に申し出の理由については聞くことはできませんでしたとの答弁。

同委員より、五反田の第一、第二、小学校が近いので、そういったところの活用はとの問いに、当局より、高取児童遊園の周辺には区画整理事業で生み出された八反田公園がある。小さいお子さんや低学年の児童には少し距離があるが、地域の中にはそういった公園もないこともない。学校開放等でふだん、土曜日、日曜日等は使っていただけるが、スポーツ施設については有料施設なので、そちらが優先となるとの答弁。

同委員より、都市計画を進める中で、子供が安全・安心に遊べる公園の確保を考えていただきたいとの要望に対し、当局より、今、公共施設の統廃合を進めている。その中で、跡地活用という考えが出てくる。周囲の状況を勘案して公園として残すべきところがあれば考えていくとの答弁。

議案第8号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、こちら委員より質疑ございませんでした。

なお、本委員会において自由討議を実施する案件はございませんでした。

次に、採決結果を御報告申し上げます。

議案第3号及び議案第5号から議案第8号について、挙手全員により原案可決。

以上が総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がございますので、ごらんください。

以上で報告を終わります。

〔総務建設委員長 柳沢英希 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、次に福祉文教委員長、北川広人議員。

13番、北川広人議員。

〔福祉文教委員長 北川広人 登壇〕

○福祉文教委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせ

ていただきます。

去る3月15日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案10件、陳情1件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第9号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、委員より、扶養手当の改定はこれまでにいつ行ったのか。また、改定を行うようになった背景はとの問いに、過去の改正状況については今把握していないが、ここ何年かは改正されていない。また、改正の背景は、昨年8月の人事院勧告において、扶養手当については社会全体で共働き世帯が片働き世帯より多くなるなど、女性の就労をめぐる状況に大きな変化が生じ、民間における配偶者手当支給事業所の割合、また、公務員の配偶者に対する扶養手当受給者が減少傾向にあることや近年、配偶者に係る手当の見直しを行った民間事業者の約半数において、配偶者について特別の取り扱いをしない方式がとられていること。また、子に要する経費の実情や国全体として少子化対策を推進していることに配慮し、子に係る扶養手当を充実させることが適当であるというような理由から、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで段階的に減額し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を段階的に引き上げるなどの見直しがされることとなった。本市においても、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、勧告どおり改正を行うものとの答弁でした。

次に、議案第10号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第11号 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については質疑ありませんでした。

次に、議案第12号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について、委員より、マイナンバー制度の安全対策についてはどのように考えているのかとの問いに、主に4つあり、1点目として、個人番号の利用範囲を法律及び条例に規定し、目的外の利用を禁止していること。2点目として、高浜市において、特定個人情報をシステム上、どう取り扱っていくかということを宣言し、特定個人情報保護評価を公表すること。3点目として、税務署、年金機構など、各行政機関が分散管理して一元管理をしないこと。4点目として、不適切な運用による法令違反に対する罰則を強化していること等、数々の方策を講じているとの答弁でした。

次に、議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、議案第14号 高浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正については質疑ありませんでした。

次に、議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、委員より、今回の改正に至った経緯について、あわせて近隣市の状況についてとの問いに、今回の改正に当たり、用地対策連絡会全国協議会や今後、防災集団移転促進事業が進んでいく被災地などから要望があったことで、土地の売却には災害や土地収用など本人の責めに帰さない理由による場合もあることがその主な論点であった。また、改正の時期については平成30年度から実施としているが、市の裁量により1年前倒しも可能となっている。現在、市では豊田

町三丁目の工業用地創出を進めており、平成28年中に土地収用による譲渡所得が発生する方もみえるということから一部改正をするもの。近隣市の状況は碧南市、刈谷市、安城市、知立市も前倒しをして、29年度から実施すると伺っているとの答弁でした。

また、同委員より、今回の改正で対象となる人数と介護保険料への影響額はどの問いに、27年中の所得で試算をすると、人数にして5名、影響額はトータルで約30万円となる。個々に見ると、最も低い方で年額3,000円、最も高い方で約7万5,000円の影響額になる。なお、28年中の所得では、豊田町の関係も含め、譲渡所得が発生し、影響を受ける方が見込まれている。現段階では人数、金額とも定かではないが、いずれも増加すると考えているとの答弁でした。

次に、議案第16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、市の条例を改正するもので、国が示す基準と同一の内容で規定することであるが、なぜ同一の内容で規定するのかとの問いに、同一の内容で規定する理由は、国が示す基準には従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準が規定されている。従うべき基準については、国の基準と同一の内容を規定することになるが、標準とすべき基準及び参酌すべき基準については、一定の条件のもと、市の裁量で変更するということが認められている。これまでも地域密着型サービスについては、国の基準と同一の内容を規定してきた経緯がある。また、事業所、利用者双方からも運営上の支障については聞いていないので、この改正についても同一の内容で規定をした。なお、規則に規定するサービス提供記録の保存期間については、国の示す基準である2年ではなく、他のサービスと同様に5年と規定をしていく予定であるとの答弁でした。

また、同委員より、地域密着型の通所介護とは別に、療養通所介護の基準が規定されている理由と市内における事業者の有無についてとの問いに、基準を別に規定している理由は、地域密着型の通所介護が要介護状態の方を対象としているのに対して、療養通所介護については、特に難病を有する重度の要介護者、またはがん末期の要介護者で、常時、看護師による観察を必要とする方を対象としていることが理由、また、市内の事業者の状況は、地域密着型の通所介護事業所が2カ所、いずれも定員は15名、療養通所介護の事業所は市内にはなく、全国でも数カ所しかないと聞いていたとの答弁でした。

他の委員より、ケアマネジメントをする場合に、保険者が指定権限を持っていると何らかのプレッシャーを与えることが危惧されるが、どう考えているのかとの問いに、市が指定をする事業所がふえるということになっても、決してケアマネジメントに影響を与えるといったようなところはなないと考えているとの答弁でした。

次に、議案第18号 高浜市立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、仮称で高浜緑地という名称であったが、今回、正式に高浜芳川緑地多目的広場という名前に決定された経緯はどの問いに、県との協議の中で、この場所が港湾法及び衣浦港の港湾計画の

位置づけ上、港湾環境整備施設の緑地に該当するという、それからどの自治体にある施設かをわかるようにしてほしいとの要請があったことから緑地、高浜という言葉を取り入れている。また、上部利用検討会議の中で、他のグラウンドと同様に、名称に昔の小字を冠したほうがわかりやすいという意見が多かったことから、芳川という言葉を取り入れ、高浜芳川緑地とした。次に、多目的広場としたのは、軟式野球やサッカー、グラウンドゴルフといったスポーツの専用グラウンドということではなく、地域イベントなど幅広い活動ができる野外レクリエーション空間としての利用を想定しているためとの答弁でした。

また、同委員より、管理の運営委託先、駐車場や駐輪場はどう考えているのかとの問いに、緑地の活用に当たって、現在、渡し場かもめ会、町内会、野球やサッカー、スポーツなどの団体が構成している上部利用検討会議があり、その中でスポーツ施設の管理運営に精通しているNPO法人たかほまスポーツクラブにぜひ管理運営をとの意見がある。他のグラウンド同様に、たかほまスポーツクラブへの委託を考えている。また、来年度以降に愛知県の整備工事として駐車場の整備が計画されている。それが完成するまでしばらく時間がかかるので、今回、平成29年7月1日から供用開始を行う多目的広場の隣に、愛知県の工事で仮設の駐車場とか駐輪場を準備していく。台数としては、駐車場については20台から30台程度と聞いているとの答弁でした。

次に、議案第19号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、美術館運営審議会の部分が変更されるが、美術館運営審議会がこれまで果たしてきた役割と12条の2項の3号が削除になり、2号が芸術文化活動の振興に関することに変更になった理由はとの問いに、運営審議会がこれまで果たしてきた役割は、例えば運営の方向性や展示・資料収集のあり方について専門的な見地から御意見をいただいていた。平成6年から主に博物館・美術館・かわら美術館の学芸員で構成している考古・工芸部会、美術部会を設置し、平成12年度から普及部会を設置し、活動の部分についていろいろ意見をいただいていた。今回、この運営審議会を見直す理由は、みんなで美術館というキャッチフレーズのもと、展示・鑑賞中心から、いかに市民にこの美術館を文化活動の場として使っていただくかというところを目指しており、今の委員構成は専門的な方が多いところがあり、文化活動にかかわっている市民団体の方に委員としてぜひ参加をしていただき、利用者・活用者の視点から意見、提案を取り入れた運営を進めていきたいことから見直しを行うもの。2項の3号を削除し、2号に芸術文化振興活動に関することと規定を追加した理由は、展示・資料収集は、これまでの運営の中では大きなウェートだったが、それが非常に小さくなっていく。第1号の部分に美術館の運営に関することという規定があるので、展示・資料収集というのは、その中にも含まれるし、今後、力を入れていく芸術文化活動をしっかり明記した改正をするものとの答弁でした。

また、同委員より、展示並びに資料の購入、寄贈等があると思うが、これらは運営審議会で行っていくのかとの問いに、展示に関する意見はいただいく。資料収集の面は、現在購入予算

がないので、あるとすれば寄贈ということだが、寄贈についても積極的に受け入れるということはず、三州瓦の産地である高浜市として收藏するにふさわしいもの等に限定していこうと考えているとの答弁でした。

また、同委員より、審議会の人数が15人以内をもって組織するとあるが、その根拠と4項にある市内の公共的団体の役職員とは具体的にはどういった方を指すのか。また、追加した理由はどの間に、今回、部会を撤廃するが、15人以内にした根拠は、これまで3部会、5人以内であったので、定員の枠はこれまでどおりとしていくとのこと。また、公共的団体の役職員は、例えば文化協会等を想定している。新たに加わっていただく方については、単に意見の提案を述べることではなく、美術館の目指す姿に向かって積極的に美術館の活用をリードしていただきたいという期待もあり、本規定の見直しをしたとの答弁でした。

また、他の委員より、美術館の運営審議会の委員の報酬単価が従前2万円から5,800円に下げているが、学識経験者等の専門家もみえる中で、その考え方はどの間に、報酬単価は、今回市民の方に加わっていただくということで、一般的な審議会の報酬の単価に改定をしていく。この運営審議会のあり方、見直しについては、運営審議会の中でも説明をし、意見をいただいている。委員の皆様には方向性についても、また、報酬単価についても御理解をいただいているとの答弁でした。

次に、陳情第1号 国に対して「保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書」の提出を求める陳情について、委員より、平成29年度予算案において、保育人材確保への総合的な対策として、陳情書にあるような保育士養成、規制緩和、処遇改善など、それぞれについて必要な対策が講じられているところであり、この陳情には反対との意見がありました。

他の委員より、陳情の理由に幼稚園や小学校の教員免許所持者を保育士としてみなすことができる等の規制緩和で乗り切ろうとしているとある。また、保護者が安心して子供を預けられるのか甚だ疑問であるとある。しかし、3歳以上については幼稚園の教諭でも十分対応できると思うし、また、5・6歳児は小学校に移行する年でもあり、小学校教諭においても十分対応できると思うので、この陳情には反対との意見がありました。

他の委員よりも同趣旨の反対意見がありました。

また、他の委員より、保育士の労働環境や賃金水準には厳しいものがあり、働き続けるということが本当に難しくなっている。また、資格がしっかりなくてもいいような緩和策も出ている。これでは子供の命や安全を守れるのかという問題がある。保育士が働き続けるためにも、資格と処遇の改善は大事なことだと思うので、この陳情には賛成との意見がありました。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第9号、挙手多数により原案可決。

議案第10号及び議案第11号、挙手全員により原案可決。

議案第12号、挙手多数により原案可決。

議案第13号、議案第14号及び議案第15号、挙手全員により原案可決。

議案第16号、挙手多数により原案可決。

議案第18号、挙手全員により原案可決。

議案第19号、挙手多数により原案可決。

陳情第1号、挙手少数により不採択。

以上が経過の概要と結果についてでございます。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上で委員長報告を終わります。

〔福祉文教委員長 北川広人 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、次に公共施設あり方検討特別委員長、杉浦辰夫議員。

9番、杉浦辰夫議員。

〔公共施設あり方検討特別委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○公共施設あり方検討特別委員長（杉浦辰夫） 御指名をいただきましたので、公共施設あり方検討特別委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月17日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案3件について審査いたしましたので、その経過の概要と結果についての御報告と3件の報告及び連絡事項、また、本年1月20日開催の第17回の委員会と2月9日開催の第18回の委員会における検討結果について御報告させていただきます。

まず、議案第4号 事業契約の締結について、委員より、一般財源のうちの基金取り崩し金について予定しているかとの問いに、財源内訳のうち国庫補助金と起債については、国庫補助金と起債、合わせて27億円と、基金から5億円を取り崩し、合わせた32億円を一時金として支払うことを予定との答弁。

同委員より、事業者との協議が整えば基金の取り崩しをせず、民間資金で代替するという考えはあるかとの問いに、可能な範囲内で民間資金を活用できるものは活用するということは、中長期的な本市の財政運営を考えた場合、有効であり、有力な選択肢であるとの答弁。

同委員より、いま一度、PFI事業というものがどんなものかとの問いに、公共サービスの提供として設計、建設、維持管理、運営までを民間企業が行うというもので、公共サービス提供に

関係する会社が特別目的会社を設立し、この特別目的会社が契約上定められた期間で施設の設計、建設、維持管理、運営を行うもの。本事業だと、校舎を含めた複合施設の設計、建設、維持管理までを民間企業が行い、また、本事業の事業方式としてはB T O方式で、施設完成後、所有権を市に移転し、その施設を特別目的会社が維持管理を行うもの。

同委員より、P F I 事業において、この基本協定書とは誰と誰とが協定をし、本契約は誰と誰とが行うかとの問いに、基本協定書については、市と落札業者とで締結をし、落札業者と落札業者が設立をする特別目的会社の同一性を担保するというもので、本契約である事業契約は市と特別目的会社で締結をするものとの答弁。

同委員より、今回の混乱はどの点に問題があったかとの問いに、事業スキームにまずあるかと思う。建設業法と公共工事の入札適正化との関係もあり、発注者と元請負人が誰になるかというところにあった。本事業は公共事業であり、サービスの対価を特別目的会社に支払う事業契約であり、建設工事という請負契約ではないとの答弁。

他の委員より、高浜小学校区の複合化による財政効果はどれぐらいかとの問いに、面積を圧縮すれば一定額の財政効果が見込めるのではないかという趣旨。財政効果として、面積を金額に置きかえたものと理解いただきたい。具体的にはどれぐらいの面積になるかというのは今後、設計をしていく中で固まるので、その時点になれば明らかにできるとの答弁。

同委員より、高浜小学校にプールを残す選択肢はあるかとの問いに、学校施設の建てかえ、あるいはプールの老朽化に伴って水泳指導のあり方を見直すという前提で要求水準も出ており、原則としては、学校プールは高浜小学校については廃止をして、民間プールの活用を考えているとの答弁。

同委員より、高小の契約はアスベスト対策を含んだ契約となっているかとの問いに、今回の高浜小学校の整備事業の要求水準書の中にアスベストのことが記載をされており、市の調査によれば、外壁については認識がない時点での調査との答弁。

ほかの委員より、P F I をきちんと検証しているかとの問いに、平成28年6月定例会の中で、債務負担限度額を議決していただくときに、また、6月1日の本特別委員会で特定事業として選定をしたときにメリット、デメリットを含めて十分説明をし、質問をいただき、検証は済んでいるものと理解をしているとの答弁。

他の委員より、当時、バリュー・フォー・マネーが2.1%ぐらい出るという話だが、実際、今回の落札者が決定した段階で16.4%と、非常にいい数字になった。他市のP F I 事業において、どれぐらいのものが出ているかとの問いに、西尾市は10.08%、これは業務範囲が運営まで含まれており、今回高浜市は運営まで含めていない。安城市が9.5%であり、運営は含んでなく当市と同じ維持管理のみ、岡崎市が火葬場の整備運営事業で、運営まで幅広く含んだものであり24%との答弁。

他の委員より、今回この47億円の中に主要新規事業で上がっていた高浜小学校等整備事業設計・建設モニタリング業務委託は含まれているかとの問いに、今回の契約金額については、入札をされた特別目的会社に支払う金額であり、モニタリング費用については、別のコンサルタント会社に支払うもので、契約金額47億円の中には含まれていないとの答弁。

他の委員より、モニタリング費用は別だということだが、これから出てくるもので何があつて、どれぐらいのものかとの問いに、長期財政計画上は約1億円ぐらいを見込んでいて、今後は、もしアスベストとかが発生するとか、予見できないような工事の増額になったりするようなものもあり、それは見込めず、モニタリング費用が今後発生するとの答弁。

議案第17号 高浜市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について、委員より、勤労青少年ホームの解体、なぜこの廃止時期をこの時期にしたのかとの問いに、9月1日をもって廃止する。なお、閉館してから1カ月から2カ月程度、備品の処分など解体工事に向けた準備も必要であり、そのことを勘案している。勤労青少年ホームの跡地活用事業については、公共施設総合管理計画を踏まえて平成28年1月27日開催の公共施設あり方検討特別委員会にスケジュールを示している。今年度は市場調査とスポーツ施設拠点の検討、来年度は跡地活用提案の募集と勤労青少年ホームの解体、平成30年度には民間による施設整備、31年度より民間による事業実施との答弁。

他の委員より、基本方針案が示されたが、そのほか議会に示しておくことはないか。また、市場調査についても示しておくべきだと考えるかとの問いに、資料の示し方については、適宜、議会に示す予定でいる。市場調査として、例えばどのぐらいの業者が関心があったのか、意向を示していたかということは、ほかに競争者がどれぐらいいて、どれぐらいの関心があるかということの材料になり、今後の事業の進め方に支障を来すということで、少なくとも契約が締結されるまでは示すことはできないとの答弁。

議案第20号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について、質疑はありませんでした。

なお、本委員会において自由討議を実施する案件はありません。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第4号、議案第17号、議案第20号については、挙手多数により原案可決。

以上が公共施設あり方検討特別委員会に付託された議案に対する審査の結果であります。

次に、勤労青少年ホーム跡地活用事業基本方針について説明がありました。

趣旨では、公共施設総合管理計画において、施設の総量圧縮により生じた未利用資産については、資産の売却や貸し付けなどの方法について検討すること。勤労青少年ホームの跡地については、スポーツ拠点施設として民間活力の導入により、屋内プール等の機能整備を行い、有効活用を図る。

本事業の主な目的は、1点目が市民がスポーツに親しむことのできる新たな拠点をつくることで、2点目が高浜小学校の建てかえを機に、水泳指導は民間施設で行うこととしており、学校プール機能を有する民間施設を活用した新たな水泳指導の取り組みを進めていくこと、3点目がこれらの実施については、民間のノウハウを活用し、あわせて可能な限り財政負担を軽減すること。

委員より、ほかの施設へ機能移転等を行いつながっているがとの問いに、勤労青少年ホームの機能移転ということで、講習室とか和室、料理講習室、軽運動室といったような教室があるが、例えば公民館、ふれあいプラザ、あとはいきいき広場、かわら美術館、また軽運動室の関係だと、体育センター、学校の開放といったようなところで、機能移転と考えているとの答弁。

旧庁舎解体工事に伴う外壁アスベスト処理については、昨年11月29日の全員協議会で第一報の報告をしました。その後、事実確認のため再調査及び調査範囲を拡大した再調査を実施しました。その結果として、14部位中12部位でアスベストの含有を確認しました。アスベストの処理については、労働基準監督署への届け出が必要なことから、労働基準監督署への事前相談、施工計画案等の相談を行いました。

概要は、処理方法については処理技術指針に準拠した処理を行うこと。処理範囲については含有、非含有の範囲の特定が難しいことから、解体部分の全てを処理技術指針に基づく処理対象とすることとした。発出されてからまだ日が浅く、事例も少ないことから、施工計画の検討、具体的には他事例の調査、処理工法の調査検討、現場の状況を勘案した処理方法の検討等に日数を要したというのが経緯です。

今後は、今月24日開催予定の本定例会本会議5日目に、当該処理費用に係る債務負担行為補正予算を提出し、審議をいただきたい。

委員より、最初に誰がどういう状況でアスベストを発見したのかとの問いに、報告を受けたのは昨年の11月ぐらいで、事業者さんから解体の事前調査に伴って市のほうへ報告があったとの答弁。また、解体の事前調査は契約に入っていた内容かとの問いに、工事をするに当たっての事前の現場確認を含めた調査との答弁。

同委員より、今どこにアスベストがあるのかとの問いに、旧庁舎の屋上階の断熱材と機械室の保温材、外壁塗材が主なものとの答弁。

中央公民館解体工事に伴う外壁アスベスト処理については、市役所旧庁舎解体工事に伴うアスベスト調査の結果を踏まえ、中央公民館についても外壁及び配管のエルボ部分の調査をしました。その結果、外壁からはアスベストは検出されませんでした。地下1階の空調機械室配管エルボ部分からアスベストが検出されました。アスベスト除去については、解体工事との工事調整が必要であることから、請負業者であるオカコー株式会社と現在協議中で、補正予算のほうを提出し、3月24日の本会議5日目で審議をいただきたいとの説明。

次に、第17回公共施設あり方検討特別委員会検討結果について、開催日時、平成29年1月20日、

検討結果として、高浜小学校等整備事業について、1、基本協定書の締結について説明がありました。

基本協定書を締結する目的は、1点目は契約締結までの双方の準備行為を義務化することで、契約締結までの進め方や期限などを規定するとともに、特別目的会社の設立についても規定するもの、2点目は契約の相手方の同一性を担保することで、落札者は入札参加グループであるが、事業者は特別目的会社となることから、入札参加グループと契約の相手方との同一性を担保するためのもの。

業務の委託、請負は、代表企業及び構成企業は、設計業務を株式会社浦野設計に、建設業務を株式会社近藤組及び都築建設工業株式会社に、什器・備品等の調達・設置業務を株式会社近藤組に、厨房機器設備の調達・設置業務を株式会社アイホー名古屋支店に、電気自動車充電設備の調達業務を株式会社豊田自動織機共和工場に、工事監理業務を株式会社浦野設計に、維持管理業務をサンエイ株式会社に、事業マネジメント業務を株式会社近藤組及び株式会社西三河エリアワンにそれぞれ委託または請け負わせることとするもの。

事業契約等は、代表企業及び構成企業は、基本協定締結後、平成29年2月15日までに市と事業予定者との間において仮事業契約を締結するものとし、仮事業契約は市議会で議決されたときに本契約となることとするものとの説明。

委員より、特別目的会社や代表企業が決まっているが、幾つかの業者が一つになり契約を結んで公共施設、公共事業を行うときは、この方法では不備があるのではないかとの問いに、PFI事業はこれまでに全国で幾多の事例がある。当市のこの事業は標準的な事例である。この事例が建設業法違反だと捉えていないとの答弁。

2、その他、高浜小学校等整備事業の提案概要について、当局からパワーポイントによる説明がありました。

パワーポイントで説明することについては、現時点、仮契約あるいは事業契約に至っていない段階の中で事業者との調整によるものであること、説明する内容は提案内容の一部であり、詳細については事業契約締結後の設計業務を経て決まってくるものであるとの説明。また、仮契約あるいは事業契約締結前の段階のため限界がある中で、今後、契約議案を審議していく上での必要性から、第一報として可能な範囲内で説明をした。

委員より、設計の期間があると思うが、保護者等に理解を求め、ある程度の変更ができるのかとの問いに、設計段階になったら、教職員や保護者等関係者の方、給食施設については栄養士や保護者等関係者の方、こうした方々とのワークショップ等により意見交換の場を設けていくことを予定している。また、設計変更については、今回の提案は総合評価一般競争入札により、市の求める要求水準にかなった形で事業者としての提案をいただいているので、基本的な考え方は変えない範囲で、どんな使い方ができるのか、使い勝手等については意見を伺う機会はあるとの答

弁。

次に、第18回公共施設あり方検討特別委員会の検討結果について報告します。

開催日時は平成29年2月9日、検討結果として、高浜小学校等整備事業について、1、仮契約書の締結について説明がありました。

仮契約書案は、本事業のために設立された特別目的会社であるあおみが丘コミュニティ株式会社との間において締結するもの、契約代金は47億9,766万8,421円で、消費税及び地方消費税相当額は3億5,164万295円、支払方法は、一期工事については平成31年3月に一時支払金の支払いを行い、以後、平成31年5月から平成46年2月まで、年4回の割賦方式により支払うことなどを定め、第二期工事、第三期工事についても同様の定め方をしており、実際に支払う段階で市の一時支払金に変更があった場合、融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料など事業者が発生するコストは市の負担としている。

本事業の概要・事業範囲は、高浜小学校、児童センター、地域交流施設の3施設を対象とする設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務及びこれらに付随し関連する一切の業務により構成するとしている。

建設・工事監理業務に対するモニタリングでは、第1項は、市は、事業者が契約関係書類に従い、建設・工事監理業務を実施していることを確認するため説明を求め、現場においてその進捗状況を立ち会いの上、確認することができることとしている。

瑕疵担保責任は、市は、施設に瑕疵があるときは、事業者の過失の有無にかかわらず、相当の期間を定めて瑕疵の修補を請求し、または修補にかえて損害の賠償等を請求することができることとし、当該瑕疵の修補または損害賠償の請求は、引き渡しから2年以内とし、ただし事業者の故意または重大な過失によって生じたときは、10年とすることとしているとの説明。

委員より、契約先が事業者として、あおみが丘コミュニティ株式会社になるわけであるが、この会社の資本金はとの問いに、2,000万円との答弁。

他の委員より、評価委員会で金額が出た上で評価をしたのではないかとの問いに、委員会は金額のことは抜きで評価をしており、評価をした後で開札をし、加點評価と金額をあわせた総合評価という形で委員会の結果を出しているとの答弁。

他の委員より、高浜市からの支払いが滞った場合、学校の運営には影響の出ないような形になるかとの問いに、特別目的会社の運営は市からのサービスの対価の支払いによって行われるもので、市としては学校運営に支障のないよう毎年度、あるいは長期財政計画の中で財政的な裏づけを担保していくことになるとの答弁。

2、公共施設総合管理計画及び長期財政計画について説明がありました。

公共施設総合管理計画については、総合計画の策定期間にあわせて4年ごとに見直しを行い、推進プランについては、当初予算編成時に見直しを実施することとしている。来年度、総合計画

の後期基本計画の取りまとめが行われるが、その際、全体の見直しを予定しており、今回の見直しは平成28年度の実績額や平成29年度の当初予算を踏まえた見直しを行うものである。

長期財政計画について説明がありました。

計画策定の目的は、高浜市公共施設総合管理計画と連動させることにより、長期的な財政状況を見通し、将来に向けて持続可能な財政運営を行うこととしている。

長期財政計画の改訂は原則4年に一度、高浜市総合計画基本計画の改訂にあわせて抜本的な見直しを行うこととし、長期財政見通しは持続可能な財政運営を確認するため、当初予算案審議の前提となることから、国の制度改正や直近の予算・決算額の反映、公共施設総合管理計画の見直しにあわせた修正を行い、毎年度、当初予算案の上程の前に示すもの。

今回の改訂のポイントは、1つ目は今年度、普通交付税の算定において普通交付税不交付団体となったことに伴う影響、2つ目は長期財政計画に掲げる事業見直しや当初予算編成において、事業見直し等が行われたことに対する影響、3つ目は消費税10%への引き上げ時期が本年4月から平成31年10月に延期されたことによる影響である。

平成63年度の基金残高は前回から7.5億円改善し16.5億円となり、平成63年度まで基金は枯渇せず、持続可能な財政状況にある。なお、平成63年度は基金残高が最も少なくなる年度となっているとの説明。

委員より、高浜小学校の整備事業で、今回1社しか応募がなかったが、どう考えているかとの問いに、総合評価一般競争入札で実施しており、予定価格も事前公表している中で、結果として1社の応募というところで捉えているとの答弁。

他の委員より、小学校、中学校の大規模改修時に子供たちの教室とかの冷暖房とかはどうなるかとの問いに、新しくできる高浜小学校には全教室、普通教室を中心に冷暖房を完備していく考えでいる。今後の気象状況の変化等を見ながら、大規模改修にあわせて、必要であればそのような空調の設備についても、財政と相談しながら考えていきたい。今のところ、大規模改修にあわせて設置するというところまでは考えていないとの答弁。

他の委員より、事業を見直したということで、カットしますという話が全然見えない。当初予算の中には出てくるかとの問いに、予算を削減する話はこの中に含まれているが、市民予算枠の交付金の削減は繰越金の活用だとか、事業を効率化するだとか、その事業が縮小せず、それによって事業が下がらないという担保をある程度保ちつつ、ここで削減しているとの答弁。

他の委員より、長期財政計画について、総合計画の基本計画にあわせて見直すという答弁がされたが、今回見直しを行ったということは、何か運用を変えたということかとの問いに、今回運用を変えるということではなく、交付税がなくなるということが前提でその原因を探ったところ、交付税の算定に係るものは、市税と交付税と臨時財政対策債という中で、その分だけを改訂したもの、また、当初予算や決算額の状況を反映できるものは一部反映させたとの答弁。

高取認定こども園化について説明がありました。

実施方針は、平成27年3月に策定した高浜市子ども・子育て支援事業計画に基づき、民営化による更新を前提に、昭和48年建築の高浜市立高取幼稚園と昭和53年建築の高取保育園の認定こども園化を進めるために定めるもので、平成31年度を目標年度としている。

移管事業者の選定については、保育ニーズに対応し、保護者が安心して利用できるよう、募集に当たっては市内で3年以上継続して認可保育所または認定こども園を適切に運営している社会福祉法人を公募により選定する。

移管事業の形態は、民設民営方式を採用するため、土地については無償貸与とし、建物については移管事業者が新設、もしくは選択肢として既存施設の無償貸与または無償譲渡を受けた建物を増改築する等により活用するものとし、市からの建設費補助は国・県補助金の基準内で補助するもの。

以上であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、公共施設あり方検討特別委員会の委員長報告を終わります。

〔公共施設あり方検討特別委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、ここで暫時休憩いたします。再開は11時。

午前10時52分休憩

午前11時00分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、予算特別委員長、神谷利盛議員。

2番、神谷利盛議員。

〔予算特別委員長 神谷利盛 登壇〕

○予算特別委員長（神谷利盛） 予算特別委員会について報告させていただきます。

委員長は、私、神谷利盛、副委員長は杉浦康憲議員。開催日は平成29年3月8日水曜日。時間は10時より15時43分まで行われました。

出席委員は、杉浦康憲議員、柳沢英希議員、浅岡保夫議員、長谷川広昌議員、神谷直子議員、北川広人議員、小嶋克文議員の計7名、全委員の出席です。

本会議より付託された議案は、議案第26号から議案第33号までの8議案。それぞれの議案は、

議案第26号 平成29年度高浜市一般会計予算、議案第27号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算、議案第28号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計予算、議案第29号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計予算、議案第30号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算、議案第31号 平成29年度高浜市介護保険特別会計予算、議案第32号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号 平成29年度高浜市水道事業会計予算であります。

では、おのおのの議案の審議内容について、以下報告させていただきます。

議案第26号 平成29年度高浜市一般会計予算、歳入。

1 款、市税。

質問 1、市税が対前年度比 2 億6,529万1,000円増加しているが、その算出根拠は何か。答弁、納税者の増加で 1 億3,000万円の増加。土地は横ばい。工場の新築、住宅件数を考慮。償却資産は見込み調査を実施した上で 1 億600万円の増加を見込んだ。その他、法人税、軽自動車税等の増加で2,900万円の増加を見込んでいる。

質問 2、予算上、税の徴収率はどの程度見込めると設定しているか。答弁、平均で98.9%を想定している。対28年度比0.1%の増加となっている。

質問 3、平成28年度のアクションプランで滞納整理システムを採用することにより1,500万円の税収増を見込むとあるが、来期の予算では400万円の増となっている。未達の要因は何か。答弁、基幹システムの入れかえ時期と重なってしまい、事務が煩雑になることが予想されたので、滞納整理システムの導入を先送りせざるを得なかった。なお、徴収率については現年度分が98.6%、過年度分が23.9%であり、ほぼ当初の見込みどおり。

2 款、地方譲与税、3 款、利子割交付金、4 款、配当割交付金、5 款、株式等譲渡所得割交付金、6 款、地方消費税交付金、7 款、自動車取得税交付金、8 款、地方特例交付金については質疑はありませんでした。

9 款、地方交付税。質問、特別交付税が対前期比マイナス 1 億円以上となっているが、その理由は何か。答弁、定住自立圏構想等の推進に係る経費が差し引かれた上で交付されたため、1,500万円の計上にとどめた。

10 款、交通安全対策特別交付金、11 款、分担金及び負担金、12 款、使用料及び手数料、以上については質疑はありませんでした。

13 款、国庫支出金。

質問 1、生活扶助費負担金が対前年度比マイナス2,100万円となっているが、理由は何か。答弁、生活保護対象世帯数を対前年度比マイナス 5 世帯、マイナス 4 人として計算しているため。

質問 2、医療扶助費が対前年度比1,200万円増となっているが、理由は何か。答弁、医療費の扶助の増額と高額医療を要する方がふえているため。

14 款、県支出金、質疑はありませんでした。

15款、財産収入。質問、高浜エコハウスの貸し付け収入50万8,000円の算定根拠は何か。答弁、建物の評価額及び土地の課税標準額の100分の4を加算した額で算出している。これは市のルールに基づいての算出である。

16款、寄附金、17款、繰入金、18款、繰越金、質疑はありませんでした。

19款、諸収入。質問、広告収入として101万6,000円計上されているが、どのようなものか。答弁、自治体案内図の広告料、広報たかはま、ホームページのバナー広告の掲載料がそれに該当する。

20款、市債。質問、中央公民館解体工事費1億3,200万円の9割、1億1,900万円が市債として計上されているが、その理由は何か。答弁、除却費用として9割まで認められているので、最大限活用することとした。

次に、歳出について。

1款、議会費、質疑はありませんでした。

2款、総務費。

質問1、従来、広報広聴活動費、広報原稿委託料が計上されているが、今回計上されていない。また、印刷製本費568万4,000円と前年と比較して安くなっているが、それらの理由は何か。答弁、広報たかはまの発行に際して、外部委託を取りやめた。また、28ページを20ページに減量した結果、印刷製本費が191万7,000円減額できた。

質問2、旧庁舎の取り壊しはいつから始めるのか。また、その際、駐車場不足が予想されるが、その対策は何か。答弁、旧庁舎の外壁にアスベストがあることが判明したので、取り壊し時期は現在業者と調整している。調整完了後、報告する。駐車場は、現在の臨時駐車場以外にも借り上げる予定で予算計上している。

質問3、市民表彰事業で委託料が18万7,000円計上されているが、その理由は何か。答弁、来期の開催場所は従来開催していたいきいき広場からかわら美術館へ変更する。市政功労者を表彰するのにふさわしい式典にするため、会場設営を業者へ委託するので、その分を計上した。

質問4、マイナンバーカードを使用してコンビニで入手することのできる証明書はどんなものがあるか。また、発行手数料は幾らか。どのコンビニで利用できるか。マイナンバーカードの普及率は現在どれぐらいか。高齢者等にかわり代理受領は可能か。答弁、利用できる証明書は、住民票、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、所得証明書、課税証明書の5通。発行手数料は、市窓口発行手数料と同等で、市からコンビニへは1通当たり115円の委託料を払う。市内の大手コンビニは全て使えるようにする。マイナンバーカードの発行率は現在6.2%。平成29年末には市内コンビニでの発行件数を10%程度まで持っていきたい。なお、高齢者等にかわり代理受領はできません。

質問5、市内の小・中学校全てに防災倉庫を設置するとのことだが、いつ設置完了するのか。

答弁、平成29年度で完了する。

質問6、新規事業として土地・家屋台帳履歴管理システム構築業務委託がある。この目的は何か。答弁、年間5,000件の登記情報の追記及び年間500件の閲覧申請に対し書面で対応しているが、紙の劣化、検索の問題もあり、電子化に踏み切る。平成29年12月より電子化開始。平成30年3月よりの運用開始を予定している。情報の適切な管理、検索が容易になることから、閲覧者の利便性の向上が期待できる。

質問7、来期予算編成に当たり、経常経費の1億円を削減するという大目標が掲げられたが、具体的にどの経費が削減されたのか。答弁、長期財政計画に掲げられている事業の見直し、補助金・交付金の削減、外部委託の取りやめ等で1億5,000万円ほどの見直しができた。

質問8、社会福祉費支給事業等補助金返還金で高浜エコハウスの国庫返還金が141万円とあるが、その理由は何か。答弁、商工会が高浜エコハウスへ移転するということで、エコハウスにとっては目的外使用に当たるため、その面積、貸し付け期間に応じて国のルールに従って補助金の一部を国庫へ返還するもの。

3款、民生費。

質問1、生活困窮者への就労支援をどのように考えているか。答弁、生活相談と職業紹介を一体的に行う必要があると考えている。ハローワーク刈谷と協議し、パンフレットの作成、巡回相談を午後にも行う。職業相談に市職員が同席する等を行い、利用者がアクセスしやすい環境の整備を行う。

質問2、生活困窮者への就労支援についての来期の目標は何か。答弁、利用者数を前期の3倍の1カ月当たり5人以上を目標としている。

質問3、こども発達応援事業はニーズが多いにもかかわらず減額予算となっているのはなぜか。答弁、過去の実績から指導回数を見直した上で算定したものであり、事業自体が縮小したものではない。

4款、衛生費。

質問1、高浜エコハウス事業で光熱水費が57万6,000円、施設管理費が82万5,000円と、対前年度比で増加しているが、その理由は何か。答弁、商工会が移転してくるので、それに伴いイベント等の増加が見込まれるために増額している。

質問2、救急医療事業の地域医療連携ネットワーク事業負担金537万円について教えてほしい。答弁、衣浦定住自立圏において、刈谷豊田総合病院と各診療所等がインターネットで結ばれ、平成24年10月から運用されている。この仕組みにより、カルテ情報が共有化されることになる。そのシステムのリース契約が来期完了するので、その更新費用を刈谷豊田総合病院と3市1町とが負担するものであり、その負担分が537万円となる。

質問3、高浜市が刈谷豊田総合病院とで行っている会議の議事録、交渉記録等は公開できるの

か。答弁、交渉途中のことなので公表は控える。

5款、労働費、6款、農林水産業費について、質疑はありませんでした。

7款、商工費。

質問1、高齢化社会を迎えるに当たり、いきいき号の将来の役割について話し合われたことはあるのか。答弁、今のところはない。しかしながら、今後、地域公共交通会議を通じて話し合ってみたい。

質問2、地方創生推進交付金事業は、従来は国庫支出金により賄われていたが、来期より市が負担することとなり、金額は640万円となっている。今後も市の一般財源を投入して行う事業なのか。また、事業そのものの効果、必要性はあるのか。答弁、この地方創生推進交付金事業は、コミュニティ・ビジネス創出支援事業と統合した事業である。対象は、高浜高校の生徒で、生徒と地域産業とのマッチングによって事業展開を行うことを支援する費用であります。この事業は、地方創生交付金の対象事業で、2分の1の事業費補助を受けており、向こう3年間この補助が継続される。

質問3、平成27年度3月補正予算で議決された、かわら美術館を起点とした事業展開はどうなっているのか。答弁、平成28年度より実際に事業は展開されている。具体的には、高浜高校生徒が中心となって、かわら美術館を拠点として企画したキャラクター焼き装置の全国展開が進行している。キャラクターの種型を鬼師さんがつくっており、それを含めたこの事業の発表をかわら美術館で行うという計画がある。

質問4、地方創生推進交付金事業を高浜高校の生徒に使用する上において、議会とか市民の方々に見えるような形で持っていくべきと考えるがどうか。答弁、この活動は広報などを通じて市民に報告していく。また、平成29年度より文部科学省が共催することになっており、愛知県で唯一取り組んでいる高校でもあることから、いろいろな面でクローズアップされていくことが期待できる。

質問5、商工費は、対前年度比45%アップとなっている。産業経済活性化事業の部分において、高浜市企業再投資促進補助金交付要綱によって、この補助金の縛りが20年以上となっている。20年以上というのは厳しい縛りであるので、もう少し柔軟性を設けてもらうように県に要請すべきと考えるがどうか。答弁、昨年11月に、県は原則20年という緩和方針を出した。高浜市もそれに準じ緩和措置を施してある。

8款、土木費。質問、衣浦豊田道路開通式支援業務委託料47万9,000円と衣浦大橋整備促進期成同盟会負担金5万円の内容と目的を教えてください。答弁、衣浦豊田道路開通式支援業務委託料47万9,000円は、現在工事中の衣浦大橋東交差点の立体交差事業であり、平成30年3月開通式を行う予定であり、それに係る費用となります。衣浦大橋整備促進期成同盟会負担金5万円は、衣浦大橋の古いほうの橋の建てかえを三河側5市と知多側4市4町とが県に対してお願いするため

の同盟会の維持に係る費用です。

9款、消防費は質疑はありませんでした。

10款、教育費。

質問1、特色ある学校づくり事業委託料76万円の取り組み事例。確かな授業づくり事業委託料175万円の取り組み内容の事例。翼小学校、南中学校の屋内運動場防災機能強化工事費7,166万9,000円が計上されているが、進捗状況を確認したい。答弁、特色ある学校づくり事業委託料76万円の取り組み事例として、高取小では輝き集会、もくもく清掃、稗田川まつり等参加型のイベントを企画しました。南中学校では、キャリア教育、ボランティア活動、リーダー育成に取り組みました。確かな授業づくり事業委託料175万円の取り組み事例では、各学校が連携した上で授業づくりに係るテーマを設定し、研究授業を通じてよりよい授業を行っていく活動。屋内運動場防災機能強化工事費については、翼小は平成29年に天井落下防止対策工事が完了。南中学校では外壁改修工事、雨漏り対策工事等を実施します。

質問2、中学校教育用パソコン及び学習ソフトの借上料が1,102万9,000円ある。金額が大きい理由は何か。市誌編さん調査謝礼872万1,000円にかかわるのはどのような方か。答弁、中学校のパソコンについては、平成26年にリース契約が完了、その後2年にわたり再リースをしている。パソコンの陳腐化、故障等が発生しており更新するもの。市誌編さん調査謝礼は、日本福祉大学の曲田先生が編集委員長、ほかに大学教授、郷土史研究家、市民の方にかかわっていただく。高浜市の魅力や自慢の掘り起こしや発信につなげていきたい。

質問3、高浜芳川緑地多目的広場はいつから使えるのか。また、使用予約はいつからできるのか。答弁、ことしの7月1日からの使用を予定している。予約開始は2カ月前からを想定しているが、詳細は現在詰めている。

質問4、高浜小学校等整備事業で平成29年に設計・建設モニタリング業務委託料として1,500万円計上されているが、PFI事業として今後およそ幾ら程度かかると予想しているか。答弁、この業務委託料は、モニタリングのノウハウを取得するためにかかる費用である。平成26年度から平成33年度まで1億500万円を計上している。

質問5、高浜小学校等整備事業の今後の全体スケジュールを示してほしい。答弁、本契約締結前なので明確に回答できない。大ざっぱには4月から6月までが基本設計、7月から10月までが詳細設計、その間に教職員、PTAの保護者、施設の利用団体とのヒアリングを行っていく予定であります。

質問6、生涯学習施設管理運営事業において、平成27年12月11日の公共施設あり方検討特別委員会の資料では、中央公民館の機能移転前倒しによる財政効果が平成29年度は3,075万6,000円の削減効果、修繕費では94万2,000円の削減効果があると報告されている。実際、平成29年度予算では予定どおり削減できるのか。予定した削減効果との差は何なのか。答弁、約2,500万円の削

減効果があると積算している。約500万円の差がありますが、施設の運営経費の差がそれに当たる。

質問7、勤労青少年ホーム跡地活用支援業務委託料864万円について。ここでまとめられた民間事業による調査結果、事業の実施方法及び方針が議会に示されていない中で、予算計上される順番が違うのではないかと。答弁、過日の議案説明会において説明しているので、その中で判断願いたい。

質問8、平成26年6月に委託料約600万円をかけてつくった基本方針をなぜ議会に対しきちんと説明しないのか。先日資料請求したが、資料を出せないとの返事もらった。このあたりも疑問に感じる。答弁、確かに資料請求をいただいているが、今後、事業者を募集していく上において参考となり得る資料が含まれており、公正な競争の確保や事務の適正な遂行に支障を来す可能性があるため、提出を控えている。なお、3月17日の公共施設あり方検討特別委員会には提出したい。

質問9、高浜小にプールをつくるのか、民間に委託するのかの結論はいつ出すのか。答弁、児童にとってのメリットの有無やコストの面も考える必要がある。今現在、いつまでに結論を出せるか明言できない。この質疑においては、委員長より、公共施設あり方検討特別委員会で継続審議するよう提案し、質問者及び当局とも同意したので、ここで質疑を打ち切りました。

11款、災害復旧費。質問、民生施設災害復旧事業、農業用施設災害復旧事業等で1,000円が計上されているが何か。答弁、枠取りのために残している。

12款、公債費、13款、諸支出金、14款、予備費については質疑はありませんでした。

引き続き、質疑漏れの確認を行い、以下の追加質問が出されました。

8款、土木費。質問、平成29年2月末現在、小規模工事に該当する予算はどの程度残っているのか。答弁、約200万円残っている。それまでに159件の工事を行っている。小規模工事は、入札にかからない130万円未満の工事が該当する。基本的には安全に係る案件を優先的に工事するようにしている。

10款、教育費。質問1、いじめ・不登校対策推進事業委託料30万3,000円が計上されているが、平成26年度に比較して減少している。今回の予算組みはどのような考えからしているのか。答弁、不登校の生徒の数により予算を編成した。予算の減額により取り組みに影響を及ぼすことはない。

質問2、高浜市の不登校生徒の数は、西三河、県、国と比較しても多い。高浜市の取り組みは。答弁、不登校の原因は種々あり、学校だけでは対応できるものではない。学校外の施設も活用しながら、地道な努力、目の前の一人を救う、新たな一人を出さないという教育方針で進めていきたい。

4款、衛生費。

質問1、地域医療振興事業補助金で2億1,746万6,000円が計上されているが、内訳は。答弁、

医療法人豊田会に対する運営経費として1億円、高浜分院のリフレッシュ工事に係る減価償却費として2,000万円、地域医療・救急医療振興事業補助金として4,310万円、高度機器等補助事業で3,000万円、施設の大規模改修事業補助金として2,436万5,600円。

質問2、医療法人豊田会と交渉の中でどの選択が高浜市にとって一番よいかという意識で臨んでほしい。答弁、平成31年4月までに病院を移転させることで進め、無駄な経費がかからないようにしていきたい。

質問3、地域医療連携ネットワークは実際に活用されているのか。答弁、高浜市にある18の医療機関のうち、15医療機関との間で接続されている。医療法人豊田会から高浜市内の医療機関の活用度は高いとの報告をいただいている。ちなみに1カ月当たりの平均カルテ照会数が300から400件、予約取得件数が50件程度ある。

次に、議案第27号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算、議案第28号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計予算については、質疑はありませんでした。

議案第29号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計予算。

質問1、下水道事業公営企業会計移行業務委託料881万8,000円について、業務内容を知りたい。答弁、総務省より人口3万人以上の団体は、平成32年4月までに下水道事業公営企業会計に移行するように指導されている。そのための準備として、固定資産の調査、固定資産台帳等の整理、会計科目の設定等を行うための経費として計上している。

質問2、汚水施設建設事業、事業変更認可申請図書作成業務委託料2,244万円の業務内容を知りたい。答弁、愛知県の矢作川・境川流域下水道、衣浦東部処理区の認定変更に伴い事業計画の変更を行うもの。

質問3、昨年、陶器製下水管の破損が発見され、来期も調査することになっていると思うが、幾ら計上されているのか。答弁、下水道施設現況調査検討業務委託料として794万円を計上している。

議案第30号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算については、質疑はありませんでした。

議案第31号 平成29年度高浜市介護保険特別会計予算。質問、生活支援体制整備事業で800万円計上されているが、生活支援コーディネーターの役割は何か。答弁、将来に支援が必要となる軽度の高齢者に対しては、生活支援サービスの環境整備が必要であり、その体制をつくるのが大きな役割である。

議案第32号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、質疑はありませんでした。

議案第33号 平成29年度高浜市水道事業会計予算。質問、給水車を1,569万4,000円で購入することだが、一般会計からの繰入金で3分の1ある。水道事業会計だけでは購入できなかった

のか。また、3分の1の根拠は何か。答弁、大規模災害時の応急給水対応という意味もあり、一般会計から3分の1を繰り入れてもらった。3分の1の負担割合は、関係者との協議で決めた。

以上の審議の後、採決が行われました。

議案第26号より議案第33号までは、全て挙手全員により原案可決となりました。これにより、予算特別委員会に付託された案件の審査は全て完了いたしました。

なお、詳細につきましては委員会記録を参照してください。

以上です。ありがとうございました。

〔予算特別委員長 神谷利盛 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、次に、ミニボートピア設置検討特別委員長、黒川美克議員。

6番、黒川美克議員。

〔ミニボートピア設置検討特別委員長 黒川美克 登壇〕

○ミニボートピア設置検討特別委員長（黒川美克） それでは、御指名をいただきましたので、ミニボートピア設置検討特別委員会の御報告を申し上げます。

去る3月14日、午前10時30分より、委員全員出席のもと、ミニボートピア設置検討特別委員会を開催し、私、黒川美克が委員長、副委員長に杉浦康憲委員が選出されました。

本会議より付託されました請願第1号 二池町のボートピア建設同意に反対の決議を求める請願、請願第2号 高浜市二池町にボートピアを建設しない事を求める請願、請願第3号 小規模場外舟券発売場（仮称 ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜）設置に賛同の請願、陳情第2号 二池町を守る為ボートピア建設反対する陳情、陳情第3号 二池町にボートピアを建設しないことを求める陳情、以上5件についての審査を行いましたので、その経過の概要と審査の結果について御報告いたします。

請願第1号 二池町のボートピア建設同意に反対の決議を求める請願について。

最初に、二池町の金原豊満氏より意見陳述がありました。

意見陳述要旨。私がこの反対運動に加わった経緯は、熊本の地震がきっかけで、現地では町内会などが助け合い、大変すばらしい環境に置かれているということで、感動して帰ってきたところ、その後、二、三カ月たったときにこの問題が起きて、そのときには私は町内会がまさか賛成するとは思っていませんでした。それで、まず署名運動を行い、1,308人の町民、子供から全部合わせると2,400人ほどいるところの53%の方の署名を集め、町内会長のところへ持っていきましたが、町内会長はこれを受け取らず、そのあげく、施設をつくられる碧海総合研究所の社長のところに2日後に送ってしまったそうで、こんなことが町内会で許される問題でしょうか。私が

思うに、助け合っていくのが町内会だと思っていますが、町民の声も聞かずに一方的に進められていることから、私ども反対運動を起こしたわけです。二池町になぜボートピアをつくらなくてはならないのか、町内会の役員さん数名の方に聞いてみましたが、誰一人正確な答えを言ってくれる人はいませんでした。はっきり言われたことは、数名の方が、上から言われればしようがないだろうと、やらなきゃしようがないだろうと、そういう答えしか返ってこないものが、なぜ町内会の経費を使って賛成運動をやったのか、私はいまだにわかりません。中立と言われた町内会がなぜ賛成のほうに傾いて運動したのかわかりません。

去年の10月30日に臨時総会がこのことを決めるという案内を各班長さん以上に出されたが、そのときには何の詳しい説明もなく延期になりました。延期の理由については、反対が多かったから延期したのではないかというぐあいには私ども推測します。その後の経過の説明もなく突如年末に第2回目の臨時総会を開くことになりました。今度は賛成が多いと確信したから臨時総会を開いたというぐあいには受け取ってもやむを得ないと思います。私どもは町内会に臨時総会をもう一度やってほしいという陳情書を出しましたが、そのときにいろんなことを質問しました。その中に欠席者の用紙を集めたときに私は責任がとれませんから賛否は書かなかったという方もいましたが、町内会はそんな白票は1票もございませんでしたという説明でした。町内会の班長さんを見捨てた説明です。また、理事さんが班長さんの家へ回った方がいますが、もう一方は書留で賛否を集める2日前に郵便物で送ったという、こういう異常な状態ででたらめな投票をして、それが本当に高浜市のためになるのだろうかと思っている。

高浜市では、市民憲章には決まりを守り、住みよい社会をつくり、それから、第6次総合計画の目指すまちの姿、土地利用、二池は住居系ゾーンで犯罪発生件数の減少、交通事故発生件数の減少というぐあいにうたっています。1日500人から集まるボートピアができると、説明によると1日430台車が来るとのこと、交通事故の危険性が増すと思います。あそこには新しく高浜市へ入ってきてくれたほかのまちから来てくれた若い御夫婦の方ばかりで、そこには子供さんが当然います。この地区は公園が少なく、遊ぶ公園がございません。大きな道を隔てており危ないです。そういったところにボートピアをつくっていいものではないでしょうか。私はそれは市の皆さんのお考えと反するものだと思います。だから単なる二池町の町内会が暴走しただけのことだと思いますし、皆さん方の良心を信じております。私は、お金欲しさに失うものがあると思います。ボートピアで2,000万円とか2千何百万円入ってくる、そういうお金ばかり追いかけていて、町民の、市民の不幸を招いたらどうするのでしょうか。それが私にとっては大変な心配でございます。

委員からの意見として、先ほど、でたらめな投票という話があったが、私も町内会にいろいろとお話を伺い、投票のやり方は慣例によりやっているということでした。それから、書留で回収の締め切り日の2日前に郵送されたとありますが、2日前に郵送されたのではなく、郵便局には

投函された日にちが残っています。それから、白紙の投票があったのではとのことですが、町内会に確認しましたが、白紙は1枚もないということでしたので、この請願には反対との意見。

他の委員より、請願趣旨の中に、でたらめな投票とあるが、でたらめな投票かどうかの判断はこれだけではできないので、この請願には反対との意見。

他の委員より、公営ギャンブル場をつくる場合は、地元の同意ということで、町内会の賛成ということが背景にある。現在、二池町の町内会の加入率は60%を切っている。その状況の中で、民意がそうなったとはとても考えにくい。こういう請願、陳情がたくさん出てくる状態で議会に諮られるということは、地元の合意が得られた状態とは思えず、ボートピアの設置には反対なので、この請願には賛成との意見。

他の委員より、大半が町内会を批判するような内容で、よく理解できないので、この請願には反対との意見。

他の委員より、ミニボートピア建設に当たっては、国土交通省の通達で建設の第一条件として、計画する業者が地元町内会の同意を得ることを挙げているが、本請願にも記載があるとおり、ボートピア建設に地元住民の半数以上が反対している状況で新聞報道もされていたが、町内会総会の開催時期の急な変更や、反対派の班長への連絡が遅れ、投票用紙の改ざん疑惑などを指摘する声があり、私も総会当日の様態を録画したDVDを見ましたが、一連の選挙が公正公平に実施されたかは疑問に感じた。議会で審議する以前に、第一段階である地元合意がされたとは言いがたい状況であること。ギャンブル依存症対策も、国で議論されている最中であり、私自身もさらに調査研究しなければいけないと考え、総合的に勘案し、現時点で本市にはミニボートピアを建設する理由が見当たらないと判断し、本請願には賛成との意見。

他の委員より、意見陳述を行い、この請願に関してもですが、町内会がやられたこと、私自身は何も見っていないのでわからないが、議員としていرونなところで調査をした中では、有効な結果であるということ国の方からいただいているという話も聞いている。町内会のやり方に関して議会が物を言うことではないと思っているので、そこに関しては言及をしません。最も大切な部分ですが、この二池町内にある企業が、自分の会社の土地を有効利用したいという話だと理解している。利益にかかわらず売り上げの上限1%が環境に対しての活動費が行政に入り、建物ができれば固定資産税が見込まれるし、不動産賃貸業という部分の業をなす。それに対して利益が得られる可能性があるということを考えれば、決して悪い話ではない。ただ、さまざまな不安があると住民の方々からも伺っている。ここにボートピアができようと思えば、あつてはならないことは市内であつてはならない。これは全てに関して、交通事故、あるいは犯罪などは、ボートピアがあるからとか、ないからとかいう問題でないと思う。それとは別にやる施策であり、そこをしっかりと手を回してやっていただければ企業だということも伺っているので、この請願に関しては反対との意見。

他の委員より、この請願を見させてもらうとともに、地元の方々からもいろんな話を聞きました。基本的には町内会は賛成派とは思っていません。議決を、そういった書類をいただいて、処理を、審議を、審査をする投票、班長さん以上で投票されたと聞いているが、それを行ったのが町内会ということで、役員ですら投票の権利はなかった。班長しか投票の権利はなかったと聞いている。班長、理事で投票が行われ、過半数を超えた意見というのは、僕はそれを受けとめたいと思っているので、この請願には反対との意見。

他の委員より、二池町にも町内会の規則があると思います。その規則にのっとってやられたと思うので、この請願には反対との意見。

他の委員より、代表の金原さんが、でたらめな投票ということで言われて、内容に対して町内会へ確認ということで請求が出され、回答を求められて、その資料も今回審査するに当たって取り寄せた中でもいろんな項目があったが、その項目の内容も見た中では問題はないと思うので、その投票自体の内容については問題なく、町内会が一応同意をされたと思うので、この請願には反対との意見。

次に、請願第2号 高浜市二池町にボートピアを建設しない事を求める請願について。

最初に、二池町の榊原慶子氏より意見陳述がありました。

意見陳述要旨。きょうは、高浜市二池町にボートピアを建てないでくださいとお伝えしにまいりました。二池町のように住宅密集地で生活道路の多いボートピアを建設するのは異例です。市にお金も入るし、事件事故は起こるときは起こるし、ギャンブル依存症になるとも限らない。建ててみないとわからないという方も見えます。確かにそうかもしれません。ですが、全国各地からたくさんのお客が集まるのが予想され、事件事故が起こりやすくなる。人々の行き来する騒音が多くなるのではないのでしょうか。

ことし1月9日にボートピアの建設の賛否をとる臨時総会が行われました。子供たちは冬休みの最終日の夜でした。子供たちはボートピアをつくらないでくださいと会場の二池町会館に向かってとても寒い中叫んでいました。私もその場におりました。まだこの状況を理解できない子供たちにどのように説明したらいいのでしょうか。

ボートピアが建設された場合、市にお金が入ってくると聞いていますが、具体的な説明がありません。高浜市のために近隣住民だけが犠牲になるのは余りに理不尽です。安心して暮らせるよう税金を納めているのにもかかわらず、さらに負担をかけさせるようであれば、税金や寄附など納める必要は全くなく、犠牲にさらされている手当などを考えていただきたいです。

臨時総会当日は外からは誰も入れない、中の様子も全くうかがえない密室にされ、傍聴、立ち会いを求めましたが断られました。投票の結果は賛成37、反対27でしたが、全国各地からさまざまな人が集まってくる施設を、たった37人のたまたまそのとき役員だった人たちの意見で決めてよいのでしょうか。ボートピアが建設されるから事件事故が起こるわけではないことは承知して

いますが、起こる確率は断然高くなります。現に土地の値段が安くなることは不動産屋からも聞いております。そうなれば、高浜市から足を遠ざける人は多くなり、「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」からかけ離れることでしょう。

反対側は子供たちを守るため、孫を守るため、必死です。子供たちの問題だけではありません。おじいさんやおばあさん、なれ親しんだ土地、思い出が一瞬で壊される可能性が高くなります。今回建設予定地周辺には分譲が多く建っております。人生の最大の買い物と言っていいことをした方が多く住んでいます。莫大なお金が絡んでいるのに、昨年7月から突如この話が上がり、市民にろくな話もなく、ことし3月に結果が決まるのはおかしいとあちらこちらから聞こえてきます。もしその話があったなら、なぜ新築を購入される方々に教えてあげなかったのですか。自分が知っていたらお買い上げになりますか。隣の碧南市、安城市でも建設反対にあつて建設されなかったものが、なぜ高浜市なら許されるのか。そこまでしてあの場所に建設したい理由を教えてください。

私たちはあの場所でずっと暮らしていかなければなりません。私は、縁あってあの場所を選び、住んで生活をしていきたいのです。だからこのポートピア建設反対運動に命をかけている人もいます。今ここにいらっしゃる方々は高浜市のためにずっと働いてくださった方、御理解いただくと信じております。同じ二池町に住む者同士、二池町のためになることを考えて、一緒に注いでいきたかったと私は考えています。私たちは安心安全に今までどおり生活をしていきたいだけなのです。それだけを願っています。

委員より、請願理由の中に、建設予定周辺は住宅密集地で、小さい子供たちや年配の方々も多く住んでいる。通学路にも指定されている道も多く、犬の散歩やゲートボールに行かれる方などさまざまな場所でたくさんの人々が日々見かけられますとあるが、この理由、読ませていただいて、この趣旨、理由には十分理解できるので、この請願第2号は賛成との意見。

他の委員より、この請願書を読んで、まず、文面中にある「全国各地からギャンブルに目の色を変えた大人たちが集まり」ということが書いてあるが、全国各地から、まず来ることはありません。「交通量、交通事故の増加、治安の悪化、犯罪の危機にさらされ」とあるが、交通量がふえるのは、いろんなものが来ればふえるのは当然だと思うが、交通事故がふえるかということ考えた場合に、必ずしもそうではないと考えます。

それから、治安の悪化、犯罪の危険にさらされということもありますが、これもミニポートピアが来たことによって増加するかということを見ると、全国でミニポートピアが設置されている地域においても、警察などの話を伺っても、ミニポートピアが来たことによって治安の悪化、犯罪が増加したということはないと伺っている。夜間の照明などと書かれているが、夜間の照明と言われても、基本的には8時40分の最終、9時にはお客さんが全ていなくなるので、夜遅くまで照明がついていることはないと思う。

稗田川沿いの危険がどうこうというお話がありました。稗田川の草刈りをしているのは町内会の方々です。上流へ行けばやはり地域の方々が一生涯懸命草を刈ってきれいにしている状況です。二池町の町内会の方々が悪意があつてということは私は全くみじんも感じていない。むしろ今まで地域のことをボランティアでいろんなことを支えてきているのは町内会の方々だと思っています。反対されている方々の中にも町内会の会員の方はいるとは思いますが、今回このように町内会が分断するというような結果を招いた部分で、確かに私も地元の議員として説明が足りない部分もあるかもしれませんが、不安をあおるようなチラシをまいたことも1つの要因だと考えているので、請願第2号に関しては反対との意見。

他の委員より、この請願書の後段に、常に不安と恐怖と隣り合わせの生活に変わると言っているが、当然、交通事故、治安の悪化ということは予測されるが、この設置者と町内会、自治体とも協議し、それらを払拭して設置をするという動きになろうかと思うので、そういう前向きな意見もいただきながら、町内会の皆さん方もこういう施設と共存共栄する、不安のない生活を維持できるような環境を整えていただけるということを伺っているので、この請願書には反対との意見。

他の委員より、榊原さんの意見陳述を伺い、心配な気持ちはもつともだなど思っている。不安を解消し、払拭していくには、丁寧な説明をすることと、現地に出向いてしっかりと調査をすることが大事ではないかということで、名張にも行きました。また、建設予定の現地にも出向いて、しっかりと事細かに調査をしました。名張では、野中代表にもお話を伺い、るるいろいろ皆さんがこのような不安感をいっぱい持っているがいかがですかという話もしましたが、今のところ協議会を年に2回設置して、その中には教育委員会、校長先生だとか、地域の町内会の方とか、市の方だとか、さまざまな方に入ってきて、要望をいただいている。その要望にはほとんどしっかりと対応しているということで、苦情は今のところ1つも出ていないというような話を伺いました。交通の面だとか、夜間の照明だとか、騒音の面もありますが、かなり手厚く警備員の方が、土日には10人ぐらいの警備員さんが中と外にいて交通整理もし、ごみも拾っていたということで、一つ一つ払拭させていただきました。

お子様の未来のことを考えると、ギャンブル施設に間違いはないので、不安という気持ちは100%払拭するのは難しいかもしれないが、町内会の決議も出ていますし、いろいろ調査をした結果、私は不安感がほとんど払拭できたということで、陳述者の思いも十分わかりますが、この請願に反対との意見。

他の委員より、本当に今、意見陳述されたように、今までどおりの二池町は、事故や事件が余りない地域だということも聞いています。これまでのような安全で安心な生活が送られるようにと思うのはそのとおりですし、町内会から同意の書類が提出されたということです。その同意についても、町内会、町民全員の意見でなく、それも64名のみの、たまたま今年班長になったとい

うことで、全体の総意ということはまだ得られていないと思います。他人の不運というか不幸というか、踏み台にするような経済効果を期待することは、本当に不健全で邪道だと思います。そういうことも含めてこの請願には賛成との意見。

他の委員より、二池町のような住宅密集地、生活道路の多い場所にミニポートピアを建設しなければならない理由が全く理解できないと本請願要旨にあります。また、本請願の理由でも納得いく説明もなく、話し合いをする機会も与えられずとも記載があります。このことから、ポートピアが建設される周辺の住民にとって、大変不安な気持ちであると察せられます。こういった方々には、より丁寧な説明や話し合いが必要不可欠であり、こういったことが積極的に実施されていない現状では、地元合意があるとは判断できない。また、このような状況の中、あえて本市にミニポートピアを建設する必要はないと考えます。よって、本請願には賛成との意見。

他の委員より、この請願には反対したいと思います。理由は先ほどと同じですが、これはたまたま二池町の企業があいた土地をとということで、先ほども言いましたが、同じ話ですし、請願内容においては、現時点では抽象的な不安でしかないと捉えられても仕方がないという気がします。ただし、気持ちは十分に理解できます。ですから、この抽象的な不安をいかに具体的に解決するのか、解決に向けていくのか、これは公営ギャンブルに課せられた使命です。公営ギャンブル法の中に、そういう不安を除去する、取り除くことということをやっていますので、それに対して我々議会が何をやるかということ深く考えるべきであって、本来、これが公営ギャンブルの関係でなければ、この議会に上がってくることもなく、町内会の同意を得る必要もないということも十分考えられます。例えば、スーパーができたって、何ができたって、たくさんの方が集まる施設なんていうのは、まだほかにもたくさんあります。そういったところには、この議会の同意を求めるようなことはありません。今から考えるべきことは何かというと、今、持たれている抽象的な不安をいかに軽減させるか。事故や事件が1つも起こらないようにするためにはどうしたらいいのか。それをしっかり考えていくべきで、そのためのことを進めていくのがベストだと私は思っていますので、この請願に関しては反対との意見。

他の委員より、意見としては、会派の中でも言いましたが、ノット・イン・マイ・バックヤード、話したことを覚えている方もいると思います。要は、必要だけれども、私の家の近くにはつくってくれるなど。議員をしていてさまざまな意見を聞くとと思いますが、ごみステーションは近くに欲しいが、家の前は絶対嫌だ。公園は近くに欲しいけれども、真横にはつくってくれるな。これらは行政も経験済みだと思います。そういう意見で、地域の声というのは、そういう形で出てきます。今、名古屋なんかでも、保育園の必要性は認めるけれども、父兄が集まってくる、たくさん交通の問題が起こるような、近くにはつくってくれるなどということで、各自治体、苦勞をしています。公営ギャンブルだからといって、市が絡まなくていいという理由なんてどこにもないと思います。住民の側に立ってどのように考えるか、これをやってくるのが行政の仕事なんで

す。議員でもそうだと思います。住民の立場、要は近くの人々の立場に立ってどうやって考えるか。この方たちが反対している状況で、それを認めていくかということ、これは議員のやることではないと思うので、この請願には賛成との意見。

他の委員より、この請願ですが、皆さん言われているように、隣は嫌だ、請願者の方も言っていました、二池町には嫌だというのが正直なところだと思います。不安が多分たくさんあると思います。ですが、直接の近隣の方は賛成していると聞いている。基本的に、先ほどもありましたが、地元の合意があつてのことだと思います。町内会の合意があつたというのは、僕は認めています。

町内会に対して、いろんな不安というか不正があつたんじゃないかという話がありましたが、私も、町内会というのは何年前に役員もやっていました。今でも顔を出します。たまたま今班長になった方々で決めていいのかということを行っています、今、町内会をやっている方も、たまたまです。たまたま町内会長をやったり、たまたま理事をやっていた。そういった人たちが不正を行っているとは、僕は思えません。もしそう思うのであれば、今、どこの町内会でも役員とかさごく困っています。役員になって、町内会活動をして、町内会が不正を行うような団体かというのを見てもらえばと思っています。地元には欲しくないという気持ちはわかりますが、地元の同意があつたと私は判断しますので、この請願には反対との意見。

他の委員より、陳述、本当に御苦労さまでした。心の叫びが伝わってきましたが、本当に二池町につくらないでということで、高浜市のほかの場所だったらいいのかということになってしまふし、高浜市にそのミニボートピアができることで、1%の収入が高浜市に入ってくるということは、とても高浜市にとって大きいことだと私は思っています。設置者の方も、この交通安全とか環境に関しても、防犯に関しても、いろんなことを考慮して、ガードマンの方も何人かつけるようにするし、駐車場の出入り口も封鎖して、生活道路には入らないようにするというのを聞いています。生活道路で住宅が密集しているところも多いので、その場所にはガードマンを立てて入らないようにするというのを聞いていますので、この請願書には反対との意見。

請願第3号 小規模場外舟券発売場（仮称 ボートレースチケットショップ ミニボートピア 高浜）設置に賛同の請願について。

委員より、請願の趣旨にあるように、小規模場外舟券発売場というのは法律に定められているもので、違法たるものでは一切ありません。まして、公営競技というのは国からしっかりと公認をされているものです。こういったモーターボートのチケットの売り上げというのは、スポーツの振興や、特に障がいスポーツの振興にも大きく貢献しています。加えて、高浜市内でもそうですが、白色で緑色の顔の入った日本財団から寄贈されている福祉車両というのもこういった収益金によって各自治体に寄贈されています。そういったことを鑑みると、一定の地域だけではなく、収益金というのが日本全国含め多くの方に利用されている、貢献しているということが大きくう

かがえると思います。

また、地域住民の皆様の抽象的な不安感という部分ですが、設置されている全国各地を見ても、設置後に設置前の不安感というものは払拭されており、どこも安全、そしてまた、地域の環境とにかんしても悪化したというのは一切ありません。ただ一部、反対されてみえる方々のチラシ等によりまして、大分不安感をあおられていますので、そこら辺を含めてしっかりと説明していくことも必要かなと思っています。

今の高浜市内の人と人とのつながり、地域における自治会がやっている地域活動を踏まえてみますと、一企業としっかりと手をつないで助け合いながら、地域をさらによくしていくことができると考えているので、この請願第3号につきましては賛成との意見。ちなみに、この請願第3号を議会へ提出するに当たりまして、高浜市の活性化を目指す会の会長である水野昭伍様、それから副会長の都築光義様を初め、ほか51名、計53名の方々の署名をいただいていることを報告させていただきます。

他の委員より、厚労省は、2014年8月にギャンブル障がいの国内の有病者数を536万人と発表しています。こうしたギャンブル依存症のことを考えると、こうした施設が5カ所もある高浜市内に、ミニポートピアであっても他の施設であっても、もうこれ以上施設の必要はないと思っていますので、請願第3号には反対との意見。

他の委員より、この請願に対しては、犯罪を誘発するとか、子供の健全育成へのデメリットばかりということですが、この請願に書かれている内容ですと、要するに自治体にある程度お金が上がるということが書かれていますが、だから活性化することなんですか、活性化だとか、交付金の納付にしても、請願者の主観的な希望的観測といいですか、客観性は全くないわけです。それに変動的で安定性が担保されているものではないし、何といたってもギャンブルですから負ける人があって勝つ人がいる。それで一定の金額が市に上がってくるということですから、そういうお金というのは本当に健全なお金——お金には何も書いてないという声があるかもしれませんが、本当に健全なお金とは言えないと思う。

パチンコ屋も大変多いし、パチンコだけじゃないかもしれませんが、依存症では、家を買ったにもかかわらず、ギャンブルにのめり込んで、家族にも内緒で家を売って、今は借家に住んでいる。それを家族にも内緒にしているなんていう方もおられるようです。本当にそれが家族に知られたときにはどうなるのか心配をしています。これ以上、本当にギャンブル施設はできてほしくないと思います。

それから、ここに協議会が設置されるということが書かれていますが、要するに、碧海総合研究所の計画概要書を見ると、市に協議会を常設すると書かれていますが、協議会が果たして市民に公開されて、傍聴の自由が担保されたものとしてできていくのかどうか。協議会を構成する議会というのは議員全員を指して同会に出席できるのかわからないままです。だから、議会が態度

を決めるのは、市民に対して無責任ですし、市民から信頼を得ることはできないと思いますので、この請願には反対との意見。

他の委員より、請願事項に、「高浜市とモーターボート競走施行者との間で、早期に行政協定の締結を推進することにご賛同」とありますが、このような重大な案件を早期に推進することは、難しいと考える。また、地域住民に不安感があることを察知しているのであれば、真っ先に、今からでも不安の解消に努めることが責務と言えます。これまでに地域住民への丁寧な説明や意見交換、話し合いなどを積極的に行い、地域住民の不安の解消等が図られたとは考えにくく、地元合意が得られたとは判断いたしかねます。同時に、高浜市の多くの市民の賛同と理解も得る必要があるとも考えます。したがって、急いでミニボートピアを建設する必要性もないと考えるため、本請願には反対との意見。

他の委員より、この請願第3号に対して、賛成をしたいと思います。今まで2件の請願、1号、2号ありましたが、これほど具体的に書いてあることが事実である請願はありません。ここに書いてあることは、何一つうそが書いてありません。全て皆さんの周知の事実であると思います。この高浜市の活性化を目指す会会長の水野さんを初め51名の方の合計で53名ですかね、署名も見させていただきましたが、全ての方が長年にわたってこの高浜において交通安全や防犯、地域の活性化、さまざまな活動の中心をやってこられた方ばかりです。こういった方々が、請願事項にもあるように、安心安全なまちづくりになると確信しておるといって署名をされているわけです。そういう部分をしっかりと理解して、ぜひともこの請願に対しては賛同をいただきたいということを思いまして、賛成との意見。

他の委員より、請願の趣旨にある今回予定されているボートピアは、地域の活性化、高浜市の将来に効果の高い企業です。また、売り上げに対して交付金が納付されて、それを、目的に応じた補助事業が、今までつくられたボートピアについて、これは書かれていると思いますが、目的に応じた補助事業が実施され、今回つくる予定のものも同じだと思います。また、それによって、福祉活動や地域商業の発展、周辺環境整備など、さまざまな社会還元、社会貢献に利用され、存分に活用されていますということ。

もう一つ、抽象的な不安感について協議会が設置。今後当然、今回これが賛成多数によって、同意がもとによって今後進められるものについて協議会が設置され、いろんな不安感について検討されると思いますので、この請願については賛成との意見。

他の委員より、さまざまな不安感があるかと思いますが、私自身もいろんな不安感を抱えておりましたので、現地に出向いたりいろんな調査をした結果、いろんな不安感が一つずつ解消されていったということもあります。そして、二池町内会ですが、賛成多数で同意の決議がされていますので、二池町の投票の結果を尊重して、賛成との意見。

陳情第2号 二池町を守る為ボートピア建設反対する陳情について。

委員より、この陳情は、ポートピアが建設される地元の方の本当の声というか、地元の今後を懸念する声載っているわけです。先ほども話をしましたように、たまたま今年度班長になったという方たちが64名で今後のことを決めてしまうということも大変問題がありますし、ギャンブル施設ですので、これ以上のギャンブル施設は要らないと思います。要するに、負けた人といいますが、ギャンブル施設というのは、もうからなかった方たちにお金が出てくるわけですから、そんなお金を市に幾らくれるにしても、やっぱり本当の市の活性化にはならないと思いますし、そのような理由で賛成との意見。

他の委員より、陳情趣旨にある、まず、でたらめな投票ということで、先ほどから町内会の二池会館で投票されたときも鍵がかけられて、一切入れてもらえなかった。一切入れてもらえないのは、町内会の総会というのは、基本的には班長以上が参加し、出席してやるものなので、基本的にはそれ以外の方が入るといことは認められていません。そういったことがありながらも、当日投開票のときに、きょうもお見えになっていますが、新聞社の方々2社、しっかり入って見ていただいているはずですが、本当にそこでもしてたらめな投票があって、不正が行われているというものが確実たるものがあるのであれば、多分新聞紙面にも出ていたものだと思います。町内会の投票の結果は納得できず無効と、陳情者が納得できないから無効であるというのは、基本的に町内会の住民の同意を得るとい部分で、町内会の規約に沿って判断されているものですので、納得ができないから無効だといのも納得できません。

それから、交通量がふえるだけでなく、犯罪に巻き込まれる可能性もありますというように書いてありますが、犯罪に巻き込まれるというのは、交通量がふえるから犯罪に巻き込まれるわけではありません。自分の中ですごく記憶に残っているのが、豊田で、自転車で通っていた子が暗い道で事件に巻き込まれて殺されてしまったということがあります。これは、交通量が多いところかといとそうではなく、何かこういったギャンブル施設があるかといとそうでもなく、非常に暗いところといのも犯罪の発生が高くなるわけです。一概に交通量がふえることで犯罪が、ポートピアが来るから犯罪がふえるといことは絶対的に言えないと思います。全国を見ましても、それは確実に実証されている部分です。

それから、子供たちの安全にかわり得る利益で子供の支援とは、余りにも邪道と言えますと、先ほどほかの議員からも、さきの請願で健全なお金ではない、きれいなお金ではないという話がありました。合法的なものに関して、お金にきれい汚いもないと私は思っています。子供の安全のかわりに得る利益ではありません。安全をないがしろにするためにやるわけでもありませんし、先ほどの請願にも書いてあります。今まで賛成派の方々もおっしゃってきた部分ですが、この陳情第2号に書かれている文面は、非常に私は賛成できない文面ですので、反対との意見。

他の委員より、公営ギャンブルも場外売り場も法律で認められていることです。また、この場外売り場の誘致に関して、地元の雇用の創出とか、売り上げの一部が自治体に入るといったそう

いうメリットもありますが、にもかかわらず場外売り場イコールこれが悪であるかのようなことは、全くもって事実と言えないと思っています。先ほどギャンブル場の話もありましたが、そもそもこういうところに行くか行かないかというのは個人の自由です。それぞれの方が自己管理をして行くのが当たり前ですので、数の上でいうと、何百万人というような話もありましたが、基本的には公営ギャンブルのほうからそういう依存症になられた方というのが全てではないと思っています。

また、これ自体も合法施設ですけれども、現在では、もう既にケーブルテレビ等で、家庭内でこういう、例えば競馬にしても競艇にしても見られる。なおかつ登録すればチケットまでスマートフォンで買えるというような時代になっている中で、この施設自体を、これがさも違法な建物であるような言い回しに対して、非常に違和感を覚えざるを得ないと思っています。以上のことから、この陳情に対しては反対との意見。

他の委員より、ギャンブル依存は、今後、国を挙げて取り組むということだと思いますが、本当にいろんな依存症がありまして、お酒に依存したり、買い物に依存したり、薬物依存だとか、この日本社会では今、ストレス社会とも言われています。そういったストレスに負けない精神力も必要ですが、社会全体の問題にもなっていますので、ギャンブル依存だけではなく、この社会をしっかりと見直して、そしてストレスを少なくする対策をしていかななくてははいけません。

いろんな人の意見を伺って考えたわけですが、先ほども出ました、でたらめな投票によって同意を賛成多数でというように書いてありますが、二池の町内会もやはり会則にのっとって公平公正な投票が行われたと伺っています。子供たちの安全安心、まちの防犯という面では、地元の警察署の御指導のもと、警備員を要所要所に配置して、防犯にはしっかりと手を尽くすというような話も伺っています。また、未成年者の入場チェックを行っていくということで、舟券を購入できないということもしっかりと広報活動によって徹底しますという話も伺いましたので、この陳情第2号には反対との意見。

他の委員より、陳情趣旨にあるように、町民の半数以上の反対署名があることや、さきの請願でも申し上げたように、町内会総会での選挙も公正公平なやり方ではなかったと考える。ミニポートピア建設予定地の面する道路は、港小学校、南中学校の通学路であるとともに、周辺住民の安全安心や、子供たちの健全なる育成にもよい影響があるとは考えられません。また、周辺住民の不安などを解消するための話し合いや、理解してもらうための話し合いを積極的にされているとも思えません。さらに、周辺住民の不安や安心安全が解消されず不安視される中で、あえて本市にミニポートピアを建設する理由はないと考えます。よって、本陳情には賛成との意見。

他の委員より、この道路は、港小学校、南中学校の通学路ですとありますが、私もいろいろと調べましたが、この建設予定地の駐車場の出入り口に関しては、規定の通学路ではないと聞いています。もちろん車ですからいろんなところから来ます。そういった面でいえば通学路も通るで

しょうが、それを言ってしまうと、全ての施設が高浜中にあるわけですから、どこも通学路になってしまうと思います。先ほど来言われていますが、ガードマンや警備員を配置して、そういった面にも配慮をしてもらえと思っています。

町内会の投票が不正だ不正だとありますが、密室だと言っていました、その密室の中には、当然、反対されている理事さんも多数見えたと聞いている。その方々もいないのでしたら密室でしょうが、そういった賛成派の方々、反対派の方々がいた中での投票ですので、私は公正な判断だと認めています。よって、この陳情書には反対との意見。

陳情第3号 二池町にボートピアを建設しないことを求める陳情について。

最初に、「新日本婦人の会」高浜支部代表齊藤喜代美氏より意見陳述がありました。

意見陳述要旨。私たち新日本婦人の会は、核戦争の危険から女性と子供の命を守ります。憲法改悪に反対、軍国主義復活を阻止します。生活の向上、女性の権利、子供の幸せのために力を合わせますなど5つの目的を持ち、55年間活動しており、2003年5月には国連の経済社会理事会の特別協議資格を持つNGOとして認証され、国際会議にも代表を送っています。私たちは、子供の健やかな成長を願い、安全安心して住み続け、安心の高齢期を迎えられ、住んでよかったと言えるまちづくりを目指したいという願いを持ってギャンブル施設建設に反対をいたします。

昨年7月に二池町での施設建設が持ち上がりましたが、今回計画されている場所は南中学校からわずか400メートルほどで、碧南工業高校からも550メートルほどしか離れておらず、碧南高校や碧南工業高校へ通学する子供たちの通学道路沿いです。高浜市のまちづくりの設計図である第6次高浜市総合計画の基本構想の中の土地利用構想で二池町は住宅ゾーンとして指定されており、現在では新しい住宅が建ち、若い人たちがたくさん転入され、子供たちも多い新興住宅地になっています。また、近くには病院もあります。このような教育施設や医療施設に近い住宅地にふさわしくない問題の多いギャンブル施設をなぜ建設しようとしているのですか。納得できません。

地域の活性化を目指すなら、ギャンブル施設をつくるのではなく、スポーツ、文化を楽しめる施設、市民が集える公園などをつくるべきと考えます。ボートピアはストレス発散の場、余暇活動の場と言われている方もいますが、ボートピアはギャンブル施設です。残念なことです。日本は既にギャンブル大国です。

ギャンブル依存症も深刻な事態になっており、2014年の厚生労働省の調査では、日本のギャンブル依存患者は推定536万人、成人の4.8%です。アメリカの1.6%、オーストラリアの1%に比べると突出しています。日本はどこでもパチンコ店があって誰でも行ける。競馬の馬券、競輪の車券、競艇の舟券もネットや電話で買える。これほどギャンブルに甘い国はない。依存症をつくらないためにも、ギャンブルができる環境、施設が一番の原因です。ギャンブル依存症によって破産、自殺、家庭崩壊、地域住民に賭博中毒が広がり、青少年の犯罪の増加も懸念されます。高浜市の未来を担う子供たちのことを真剣に考えてみえるのでしたら、本当に子供たちのこと、市

民のことを考えてみえるのならば、一部の人たちの利益を優先する私的 행복を追求するのではなく、住んでいる市民の利益を最優先する公的 행복を考えてください。

二池町の住民の半数以上の方がボートピア建設には反対しています。高浜市は大家族たかほまをキャッチフレーズにしています。二池町の住民の声は高浜市の住民の声でもあります。住民の代表としてその声を真摯に受けとめ、市民に向けて約束された市民の声を議会に届け、市政に生かすための改革になるという公約を守ってください。

私たち新日本婦人の会高浜支部は、命を産み育てる母親の立場から、子供たちが安全安心して育っていけるまちづくり、住んでよかった、住み続けたいまちづくりを目指しています。その立場から、高浜市のどの地域であってもギャンブル施設のボートピア建設には反対をしています。

委員より、非常に丁寧なお話で、聞いていてなるほどというようにも聞き取れますが、実際に陳情の中身も見ていまして、話を聞いていまして、基本的には権利の主張が非常に多い。責任をどうやって果たしていくのかということも、全然この書面を見ていても考えられないかなと思います。ギャンブル施設ではなくて、スポーツや文化活動を提供するべきだとか、公園をつくるべきだとかという話がありますが、では公園だとかそういう河川の管理も、では誰がどのようにどうやって、普段、日常、ごみ拾いにしても草刈りにしても管理をしているのかと。やはり町内会の方々、基本的には二池の外淵公園に関しても、掃除等のお願いが各会員さんにも渡っているはずですが、公園清掃、出てみても、基本的には理事、役員、それから一部の理解ある町内会の会員ぐらいが掃除に出られるぐらいです。

子供たちの安全安心というお話もずっとさっきから出ていますが、とある反対の方の事務所の前にはよく車が停まっています。そこは確実に緑のレーンが引いてあるので、学校の通学路に指定されているところですが、そこで荷物を降ろしたりだとか、お客さんが車を止めたりだとか、そういった部分をよく見ます。そこをよく中学生の子供たち、小学生の子供たちが、車道へはみ出しながら通っているというのをよく見かけております。本当に子供たちの安全安心をどう考えて、どのように今までやってきたのかと。

交通のことに关しましても、うちの会派だと賛否分かれていますが、うちの会派は、基本的に交通立哨等、そういったものもしっかりと出させてはいただいておりますが、反対している議員の中で若干名、一切見たことがない方もいます。言うのは簡単だと思います。子供たちが、安全安心が、というのは簡単ですが、では実際にその行動をしているのかどうかと。そういった部分も踏まえてしっかり見させていただいて、この陳情第3号を読んでいきますと、非常に言っていることとやっていることが整合性がとれるかいうと、とれていない部分があります。

町民の53%が、町民の大多数が、という話がありますが、乳幼児の子供たちが、本当にボートピアというものが何なのか、公営競技が何なのか、どういったものができて、どのように地域に貢献していくかとか、賛成の方の意見、反対の方の意見、そういうものをしっかりと聞いた上で

自分で判断ができるのかということ、乳幼児にできるとは全く僕は思いません。そういった町民の53%の署名という中に入っていること自体、正直、僕は納得もできません。この陳情第3号に関しても、反対との意見。

他の委員より、本当にこの陳情で言われていることは、どのことも実際の問題として本当のことですし、要するにギャンブル施設ができてからのことを云々する前に、それらのことができないことが、やっぱり安全安心の生活をする上で重要だと思いますので、この陳情には賛成との意見。

他の委員より、この陳情の中にも、ストレス発散の場だとか、余暇活動の場ということで、それぞれギャンブルには、それぞれ自分の生活の中に、あるいは仕事の中で積もったイライラを解消するという意味で、こういう公営ギャンブルをやる。また、娯楽施設で余暇を過ごすということも、リフレッシュの形で活用されてみえる方も多くいると思います。気分転換をするという、1週間の疲れをこういったギャンブルで、頭を使って気分転換をするということも十分考えられます。

また、それならスポーツをやれということではありますが、やっぱりスポーツやる方も見えます。あるいは文化活動をやって、その自分の能力を生かすという活動をしてみえる方も見えます。それぞれ自分に合ったストレス、気分転換、そういうことの1つとしてこの公営ギャンブルが、それぞれの考え方でもって使っていられると思いますので、まさにこの公営ギャンブルが悪のような言い方をされるということは、それぞれギャンブルをやられる方にとって大変失礼な話だと思います。

それぞれの人生の中の気分転換、それぞれ解消方法というのは、それぞれ人間に一人一人に幾つかの方法があるということで、これも1つの方法だと思います。僕は有効的な活用がされれば、大変いい施設になるのかなと私は確信していますので、この陳述には反対との意見。

他の委員より、陳情趣旨にあるように、町民の半数以上の反対署名があることや、さきの請願や陳情でも申しあげましたように、町内会総会での選挙も公正公平なやり方ではなかったと考える。さらに、現時点で本陳情書にあるギャンブル依存症の問題や周辺住民への説明不足、さらに子供たちが安心安全に暮らし、育っていける環境などを考慮すると、本市に積極的にミニポートピアを建設する必要はないと考えるため、本陳情には賛成との意見。

他の委員より、陳述者のお話もるる伺い、そのようなこともあるなということを考えました。また、依存症というのは先ほどもお話ししましたが、ギャンブル依存じゃなくいろんな依存症があるかと思いますが、精神面の病気だと思っています。こういったストレスをため込まないような、いろんな周りの家族だとかいろんな方が支援をしていく、そして公的な支援もしながら、ストレス社会が、なるべくこういう病気に陥らないような世の中にならなくていいなというのを切に願っているところです。

この文面の中にも、やはり町内会の批判があり、町民の声を無視してでたらめな投票を強行した町内会の決定は納得できるものではなく、無効にすべきですというような、皆さんそういうようなことが書いてありますが、町内会は会則にのっとって、日ごろからも町内会の皆さんには敬意を表するわけですが、いろいろ一生懸命まちの発展に御足労いただいているわけです。町内会でも皆さん多数の方が同意されて決議がされていますので、このことを尊重していきたいという思いでおりますので、この陳情第3号には反対との意見。

他の委員より、何かこの陳情書にはいろいろと誤解があるような気がします。この場所にギャンブル場ではなくてスポーツ施設や公園という話もありましたが、ここの土地というのは民間の方が所有されている土地で、民間の企業が進出しようとしている話だと思っていますので、そこにスポーツ施設をつくりたいというなら別ですが、公園とかという話は全く別の話だと思っています。

高浜市の第6次総合計画の土地利用には、二池は住宅ゾーンと書いてありますが、住宅ゾーンといっても、高浜市、当然、既存の企業、商店があります。そういった方も当然入っていた上での住宅ゾーンという設定なわけですから、そこに今から新しく企業が来ようと思うところに、第6次の総合計画には住宅ゾーンと書いてあると言われても、またそれとは別の話だと考えています。

そして、子供さんの話が確かによく出てきます。私も実際に、今、小学校2年生の子供、あと保育園の子供を育てている父親です。そして、私も自宅のすぐそばにパチンコ屋さんがあります。多分、今度できるギャンブル施設よりも規模的にははるかに大きいでしょう。そこを歩いて学校にも行っているし、公園にも遊びに行っています。当然、父親としてそういったところを通るときには、車に気をつけろよということを伝えて私は子育てをしています。そういったことも含めて、この子供さんのことを心配するという気持ちはわかりますが、そういったことも含め、みんな、地域の皆さん、そして私たち議会も、できた後、しっかりとこのことを行っていくということを考えますので、この陳情には反対との意見。

他の委員より、町内会のやり方に対して、でたらめな投票と、さまざまなことが書いてありますが、ここの陳情においては、町内会の決定に対して無効にすべきだという言葉があります。これは、町内会の決定事項に対して議会が判断すべきことではないということを思っていますので、ここには賛同できるものではありません。

それから、ボートピアはギャンブル施設で、大切なお金を出させて、かつ、ギャンブル依存症の人をつくり、しいては家庭を壊し不幸をつくり出していますと書いてありますが、これは偏見としか言いようのないことであって、こういう部分がゼロかといえばそうではないかもしれませんが、余りに偏見過ぎるというように思います。また、そのほかの部分も見ても、偏見的主観によるものがところどころにあり、非常に違和感を覚えざるを得ないので、この陳情第3号には反

対との意見。

自由討議を行う案件は、請願第1号から請願第3号まで、陳情第2号及び陳情第3号の5件で一括して行いましたが、審査と重複する部分が多くあり、時間の都合もありますので、自由討議の内容については省略させていただきます。以上が審査の経過の概要についての報告です。

次に、採決の結果を申し上げます。

請願第1号 二池町のボートピア建設同意に反対の決議を求める請願について、挙手少数により不採択。

請願第2号 高浜市二池町にボートピアを建設しない事を求める請願について、挙手多数（訂正後述あり）により不採択。

請願第3号 小規模場外舟券発売場（仮称 ボートレースチケットショップ ミニボートピア 高浜）設置に賛同の請願について、挙手多数により採択。

陳情第2号 二池町を守る為ボートピア建設反対する陳情について、挙手少数により不採択。

陳情第3号 二池町にボートピアを建設しないことを求める陳情について、挙手少数により不採択。

なお、自由討議の中で内藤とし子委員が田戸町におけるボートピア建設に関する発言中、当時の環境整備協力金の率を1.5%と発言しましたが、1%に訂正する旨の申し出がありましたので、議事録の訂正を許可いたしましたので、あわせて報告いたします。

なお、詳細については議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上です。

〔ミニボートピア設置検討特別委員長 黒川美克 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） ただいまのミニボートピア設置検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時27分休憩

午後1時30分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、ミニボートピア設置検討特別委員長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

6番、黒川美克議員。

○ミニボートピア設置検討特別委員長（黒川美克） 先ほどのミニボートピア設置検討特別委員

会の採決の報告のところで、請願第2号、挙手多数により不採択と申し上げましたけれども、正確には挙手少数により不採択ですので、訂正をお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、議案第4号、第9号、第12号、第16号、第17号、第20号について反対の討論を行います。

議案第4号 事業契約の締結について。本議案は、高浜小学校等整備事業の契約の締結をするためのものであり、市と高浜市二池町五丁目5番地7のあおみが丘コミュニティ株式会社との契約を、税抜き47億9,766万円余りで結ぶものです。

この議案に賛成できない点は、PFI手法で行うことで、全国で発生している失敗例が教訓として生かされていない点、事業者の破綻のリスク、必ずしも経費節減にはならない点、事故等の損失の負担の問題、長期間の契約による膨大な利権をめぐり行政と民間事業者との癒着など問題点が多いことです。

さらに、体育館に中央公民館のホール機能を持ってくるなどで大型工事になっています。ホール機能はどのように具体的に機能移転を行うのか不明なままです。ホール機能がどのようにして体育館に機能移転されるのか。体育館は、かたく丈夫な材料でつくらなければいけません。ホール機能は反対に音1つとっても柔らかくつくらなければなりません。そんなことができるのでしょうか。

建設費用についても、総務省単価とありますが、校舎のみであれば24億円、複合化案は37億円、複合化案から図書館やいちごプラザを抜いても50億円に膨れ上がってしまいました。なぜこんなにも膨れ上がるのでしょうか。これも明快な答えはないまま、また、設計図もないまま市民にどう説明をしたらよいのでしょうか。

以上のような理由で、本議案に賛成はできません。

議案第9号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について。本議案は、職員の扶養手当の改定に伴うもので、扶養手当は現行の配偶者1万3,000円、子供6,500円から、配偶者6,500円、子供1万円に変更するものです。子供の手当の増額は当然ですが、配偶者手当の削除を財源としており、この措置で配偶者手当が減るだけでなく、子供1人だけの場合には減額になります。配偶者手当の削減は人事政策として不適切で賛成できません。

議案第12号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について。本議案は、マイナンバー制度を一部改正するものですが、マイナンバー制度で個人情報が一元管理されることに対して、国民の不信と不安は何ら払拭されてはおらず、徴税強化や社会保障抑制を狙った政府の動きから出発した

もので、国民には不利益ばかりです。マイナンバー制度は中止、凍結、廃止への検討を行うことこそ必要で、賛成できません。

議案第16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。本議案は、密着型サービスに移行することに伴い、事業所において障がい福祉サービスや自立訓練サービス提供を可能とするものです。介護保険は国が責任を持ち、全国一律の基準（価格、サービスの標準）を決めていました。しかし、この間、権限やサービス運営が保険者である自治体に丸投げされつつあります。保険者が指定権限を持つことは、ケアマネジメントに対して何らかのプレッシャーを与えることが危惧されます。また、障がい者福祉と介護保険との連携、統合の方向は当事者の負担増と国の責任後退をもたらすことから、この議案には反対します。

議案第17号 高浜市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第20号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について、この2議案についてはまとめて討論いたします。

本議案は、勤労青少年ホームの跡地に民間の会社にプールを建ててもらって、そこで小学校のプール授業を行うために勤労青少年ホームを取り壊すものです。取り壊しについて、市民から説明会があると情報を得て部長に聞いたところ、27年に計画が出されて、そのときに説明会があると書いてあったが、何も変更はございませんと言いながら、利用者の説明会を実施する、高浜小学校のプールが青少年ホームの跡地に来るというのに、高浜小学校の方たちには説明会があることは何ら説明はなし。南中のテニス部が使用しているのに迷惑をかけるかもしれませんというだけ。30くらいのグループが利用しているというのに、説明会は夜昼の説明会で10人ほどでした。避難所としても設置しているのに、町内会には連絡があったのかなかったのか。中央公民館が利用ができなくなり、今市内には利用する会場が減ってしまい、皆さん苦勞して会場を確保されています。今までのように会場を利用することはできなくなりました。また、プールは学校敷地内に建設されるべきです。2時間を1単位とすると言われてましたが、小学校1年生が疲れて次の時間が心配です。また、何度も水に入って練習することが必要なことではないでしょうか。第20号については第17号の関連で賛成できません。

以上です。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、14番、鈴木勝彦議員。

〔14番 鈴木勝彦 登壇〕

○14番（鈴木勝彦） 議長のお許しを得ましたので、市政クラブを代表して、議案第4号 事業契約の締結について、議案第17号 高浜市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について及び議案第20号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更についての3議案に

対して、一括で賛成の討論をさせていただきます。

高浜市では、長期的な財政状況を見通し、将来に向けて持続可能な財政運営を行うため、高浜市長期財政計画を策定しておりますが、この長期財政計画は、ハコモノ施設やインフラ施設といった公共施設の老朽化問題に対して、施設の更新、統廃合、長寿命化を計画的に実施するために策定された高浜市公共施設総合管理計画の財政的な裏づけとなる計画であります。

この長期財政計画を踏まえ、高浜市公共施設総合管理計画に基づく公共施設推進プラン及びインフラ施設推進プランを着実に実行することに加え、事業費の見直しに積極的に取り組むことにより、高浜市の財政調整基金を初めとする各種の基金が、平成63年度まで枯渇することなく、持続可能な財政運営を行うことができるとの結果が、先の公共施設あり方検討特別委員会で報告されたところであります。

老朽化が進む公共施設の今後の建てかえや大規模改修などに対して、公共施設の現状と課題に基づき、限られた財源と資産を有効に活用する必要性が生じてきている中で、高浜小学校等整備事業は、今後の公共施設のあり方について、学校を核としてほかの公共施設の複合化、集約化を進めていく、まさにモデル事業という位置づけとなっております。

今回のこの複合化は、多様な学習環境への対応や、地域での多目的活用を含め、変化へ柔軟に対応できる学校施設として整備するもので、この複合化施設のモデルを実現することにより、今後の公共施設のあり方に対する市民の理解が深まり、問題解決に向けて意識の共有が図られるものと考えられます。

また、議案第17号及び第20号については、勤労青少年ホームは、中小企業に働く青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的として、昭和50年4月に開館し、建築後既に41年が経過しております。高浜市公共施設総合管理計画の公共施設推進プランでは、機能移転する施設と位置づけ、その跡地活用として、民間活力の導入によるスポーツ拠点施設の整備を行うことで、生まれ変わるようになっております。

高浜小学校の建てかえに合わせて、学校の水泳指導のあり方を見直す中で、民間によるスポーツ拠点施設が整備されることにより、高浜小学校の水泳指導を行うことも予定されるなど、公共施設総合管理計画にのっとり、将来を見据えたすばらしい事業であると確信するものであります。

これらの事業は、まさに公共施設総合管理計画と長期財政計画に裏打ちされ、練り上げられた、これからの高浜市の安定した行財政運営に向かう道筋をつけるものであります。

高浜市公共施設総合管理計画は、将来的に安定した行財政運営を維持していくために、市民と行政、議会が一体感を持って取り組まなければならない重要な施策であり、この2つの事業は、モデル事業として着実に進めていく必要があると考えるので、以上のことを踏まえ、3議案に対して賛成いたします。

〔14番 鈴木勝彦 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、5番、長谷川広昌議員。

〔5番 長谷川広昌 登壇〕

○5番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、議案第17号の高浜市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

今回、議案第17号に反対する理由でございますが、今議会において勤労青少年ホームを廃止する条例を提出するのであれば、勤労青少年ホームを取り壊し、その跡地に民間業者が整備するプール等を含むスポーツの拠点施設に係る市場調査の概要等をしっかりと示し、議会の議決を得るべきだと考えます。特にプールにおいては、高浜小学校にプールをつくらず、当該民間プールを使用する計画であり、このことは高浜市において初めての試みとなります。また、学校の外のプールへ通うことで児童・生徒にさまざまな影響が考えられる。そのため、議会及び市民にはより一層丁寧な説明、より慎重な議論が必要であると考えます。

よって、公共施設あり方検討特別委員会でも申し上げましたように、本議案を適切に判断できる情報公開不足と説明不足、そして当該施設廃止に係る関連事業に対し、行政の進め方には疑問を感じるため、議案第17号 高浜市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止につきましては反対とさせていただきます。

〔5番 長谷川広昌 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、議案第26号、平成29年度一般会計予算について反対の立場から討論を行います。

本予算は、140億2,700万円で、2016年度比2.6%減となっています。その最大の特徴は、学校施設整備を優先的にといいながら、壊さなくてもいいものを壊し、民営化を進めていく特徴が見られます。

平成29年度予算の特徴を住民要求とのかかわりで見ますと、主要・新規事業において、小・中学校に防災備蓄倉庫設置、災害や配水事故等対応の給水車購入、高浜中学校維持管理事業、高浜芳川緑地多目的広場の供用開始などがあり、一定の前進が見られることを評価するものです。しかし、これら評価できる施策は極めて限られており、改善すべき課題が多く残されています。

具体的に歳入面で見ますと、資本金10億円以上の企業の法人市民税の不均一課税を実施して2億3,300万円の新たな確保を図るという点です。大企業は経常利益をふやして史上最高に伸ばしていることから、今日、負担能力においても何ら問題はないところです。山積する住民要求と政策課題に応えるために、課税自主権を発揮させるべきであります。

歳出では、総務管理費、市役所借上料1億3,861万円余りなどが計上されています。今後20年

間支払い続けていく費用となっていますが、20年後はどうするのでしょうか。市役所を2分断して仕事が始まっていますが、狭く、打ち合わせをする場所もないのでしょうか。通路の真ん中で打ち合わせを行っていますが、よそから来た方はどう思うのでしょうか。個人情報は大丈夫なのでしょうか。

生活困窮者自立支援事業2,577万7,000円計上、ひとり親家庭等生活支援事業1,225万円計上されています。始めるときには30人くらい集まる予定であったのが、若干少なかったということで、昨年より減らして計上してありますとのことであったが、問題を抱えた子供さんたちを一刻も早く自立していけるよう支援する必要があると思います。

また、中央公民館解体工事費が1億3,288万4,000円計上されています。改修して岡崎市民会館のように現在50年のものを80年ももたせようというところもあります。築36年、改修して20年以上使用できる建物です。7億円の現存価値のあるものを3億円もかけて壊すのは税金の浪費、無駄遣いであると考えます。

また、委員会で質疑があったように、図書購入費が大変少ないと考えます。図書は、本があればよいものではなく、子供たちが読む気を起こすような新刊の本も必要ですし、興味を引くものも必要で、図書の購入費の増額と専門の司書の配置を求めます。

議案第27号、国民健康保険事業特別会計予算。国は、アベノミクスなどといって景気のいいことを言っていますが、庶民は厳しい暮らしに必死に立ち向かっています。国保の加入者、事業者、年金生活者など生活は厳しく、保険料を引き上げる必要があると考えます。平成30年から国保の広域化で県単位になります。担当は、新しい保険料額を市民に早く知らせ、引き上げないようにすべきです。県内でもトップの高い保険料で、払いたくても払えない滞納者を、行政みずから増加させることのないよう、県が以前抛出していたように、県にも抛出させるよう働きかけることも重要です。そもそも今日なぜ国保会計が財政面で逼迫した事態をつくっているのか。それは国の負担する医療費を削減し続けていることが最大の原因です。国保の被保険者は所得の少ない人が多く加入している医療保険で、国の手厚い援助がなければ成り立たない制度です。したがって、国の責任を棚上げしたまま国保の財政危機を解決することはできません。国庫負担をふやす等の手だてをとるように国に強力に要請すべきです。また、国保に対する視点では、市長は相互扶助の見解に立っていますが、同法は第1条で、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとうたっています。国保は、社会保障としての位置づけは明瞭であります。認識を改めていただきたいと思います。

議案第29号、公共下水道事業特別会計予算について。本予算は、公衆衛生の向上や川や海の水質保全、さらに地域の環境改善等に努力されています。しかしながら、市の借金が77億円を超える額になります。市財政の硬直化を招く問題を抱えることから、公共下水道一辺倒の事業内容には賛成することはできません。接続率を見ても、24年、25年と60%台となっています。これは、

費用がかかることからちゅうちょしてしまう方が多いことのあかしではないでしょうか。さらに地震災害時の復旧に要する対応や水の環境浄化への即応性、経費の軽減等で優位な合併浄化槽への選択と普及を図るなど、事業計画の見直しを求めます。

議案第31号、介護保険特別会計予算について。本予算は、一昨年、要支援1、2が介護サービスを利用できなくなり、昨年は要介護1、2が総合事業に移行、特養ホームは要介護3以上でないと入れないなど、介護保険の改悪が続いています。介護保険料を払って介護サービスが利用できないのでは、詐欺ではないかとの声も出ています。知り合いの要介護4の方は、本人の年金は国民年金ですので、デイサービスに行ったりする費用で使ってしまう。デイサービスも回数をふやすと足りなくなる。体が悪いので玄関のところに器具を置いているが、その費用が出る。小便の袋をつけているので、これを取りかえるのに1カ月に1回看護師が来る。それも費用が出るなど、息子の稼ぎも入れて賄っているとされました。こういう家庭が多いことを考えてほしいと言われました。介護サービスを利用したくても財布と相談しながらですと言われました。県内でもトップクラスの保険料を払いながら厳しい生活を送っています。保険料をこれ以上値上げしないよう求めます。

議案第32号、後期高齢者医療特別会計予算。後期高齢者医療は、この制度の最大の問題点は、75歳という年齢を重ねただけで、健保や国保から無理やり脱会させられ、本制度に加入させられることです。その上、負担増と給付減を強いるという点にあります。2年ごとに見直しがあり、最初の保険料からすると1万円近くも保険料を増額しています。さらに減免制度も見直しされ、滞納すれば保険証を取り上げるなど、高齢者を医療から遠ざける内容を持つもので、賛成することはできません。

議案第33号、高浜市水道事業会計予算。本予算は、年間給水量を5,051立方メートルを見込んだ内容となっています。愛知県内の水需要が減っている中、県は徳山ダムから水を愛知県に引くための導水路工事や2020年度完成を目指して設楽ダム建設工事も総工事費2,000億円以上の費用をかけて進めようとしています。こんな無用の長物に過大な設備投資をすることは、県水道料金値上げにつながるものが懸念されます。よって、当市にとっては県水から100%の受水をしていることから、本水道会計に与える影響は大きいと、県に対して責任受水制の見直しや、過大かつ無駄なダム建設計画中止などを要請すべきです。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、1番、杉浦康憲議員。

〔1番 杉浦康憲 登壇〕

○1番（杉浦康憲） それでは、議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して議案第26号 平成29年度高浜市一般会計予算を初め、第27号、第29号、第31号、第32号、第33号に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、一般会計予算であります。平成29年度当初予算では、平成29年度も引き続き普通交付税不交付団体が見込まれ、市税などの自主財源を基本としたより自立度の高い財政運営が求められています。加えて、今後、公共施設の老朽化対策にかかわる財政負担の増加や、高齢化の進展に伴う扶助費の増大などが見込まれることから、将来にわたる健全財政の維持に向け、強い決意が示されたと感じます。

予算編成過程では、新たな取り組みとして8月にサマーレビューが実施されたと聞いております。早期に重要課題について市長、副市長と事業担当グループが重点取り組み事業や事業の見直しの方向性を共有し、予算編成会議では新規事業の優先順位づけの判定を厳格化、あれもこれもではなく、責任を持ってあれかこれかの選択を行い、健全な財政運営につなげる取り組みが見られ、評価できるものではありません。

予算編成方針の1つ、事業の選択と集中では、長期財政計画に掲げる見直し事業や広報たかまの発行、指定管理料の積算内容の見直しなど、幅広い分野で見直しが行われ、それを教育環境の向上につながる事業など、5つの取り組み事項に重点的に配分されております。特に小・中学校維持管理事業などの教育分野に優先的に配分されたことは、将来を担う人材育成に力を入れるといった強い意思のあらわれであり、大変心強い思いをしております。

また、他の重点取り組み事項でも、徴収力の向上につながる事業として、国税専門官の採用、企業誘致につながる事業として企業再投資促進補助金の増額や、豊田町三丁目の工業用地創出に向けた予算の計上、防災・減災につながる事業では、高取小学校、港小学校並びに高浜中学校への防災備蓄倉庫の設置費を計上し、生涯現役まちづくりにつながる事業では、引き続き高齢者の健康を応援する予算が計上され、必要な事業に重点的に予算が配分されております。

さらに、公共施設総合管理計画を着実に実行していくための予算として、高浜小学校等整備事業設計建設モニタリング業務委託や、高浜中学校外壁等改修工事、高取小学校大規模改修基本計画策定業務委託、（仮称）たかとりこども園土地測量業務委託、勤労青少年ホーム跡地活用支援業務委託が計上され、公共施設の老朽化に真正面から向き合う姿勢が示されております。言うまでもなく、この公共施設総合管理計画の推進は、将来の世代にこのまちを確実に引き継いでいくために欠かせない取り組みであり、確実な推進をお願いいたします。

以上、厳しい財政状況のもとではありますが、事業の見直しなど新たな財源を生み出すとともに、何が必要な事業かを見きわめ、将来を見据えた予算が計上されており、賛成とさせていただきます。

次に、特別会計に移ります。第27号、国民健康保険事業特別会計では、平成30年度から愛知県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担う制度への移行を控える中、平成29年度は国民健康保険支払準備基金を全額取り崩すなど、大変厳しい国保財政の中で予算を計上されています。また、条例改正や納付金等の算定、予

算審議など、タイトなスケジュールになるとのことですが、平成29年度を乗り切り、国保の広域化に向けて着実に進めていただくことをお願いさせていただきます。

次に、第29号、公共下水道事業特別会計では、下水道は市民の日常を支える基礎であることをしっかりと認識し、計画的な下水道整備として事業変更認可申請図書作成業務委託料を計上しております。また、正確な経営状況を把握し、事業運営の効率化や健全化を図ることを目的とする公営企業会計に移行する下水道事業公営企業会計移行業務委託料を計上して、公営企業会計への移行を着実に進めておられます。

次に、議案第31号、介護保険特別会計では、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定いずれも過去2年間の実績を踏まえた予算計上となっており、標準給付費については計画値以内に抑えられています。また、生活支援体制整備事業に取り組むことは、地域包括ケアシステムの構築の観点からも評価できるところであります。各小学校区において地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを実施していくことは、これからの地域生活に欠かすことはできません。本市が目指す姿の実現に向けて着実に推進しているものと捉えております。平成29年度は、第7期の事業計画を策定する重要な時期となります。実態の把握や課題の分析を行いつつ、地域の将来像をどう描くのか、市民や関係者の意見をしっかりと聞きながら策定に取り組んでいただくことを期待しております。

次に、議案第32号、後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療制度は、国の制度設計によって県内一律のサービスが受けられるとして、愛知県後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営されております。引き続き連携をもとに健全な財政運営や医療サービスが受けられると期待しております。

次に、議案第33号、水道事業会計では、災害時や配水場、配水管路の事故発生時に応急給水の迅速な対応を図る手段として、加圧給水車の購入費が計上されております。将来にわたる安全な水の安定した供給は市民の願いであります。引き続き災害時も含めて、安定した水道事業の展開をお願いいたします。

以上の特別会計及び水道事業とも一般会計同様、その内容は市民の日常を支える基礎となる会計であり、市民の日常生活を支える事業とのバランスにも配慮した予算となっておりますので、賛成の立場での討論とさせていただきます。

〔1番 杉浦康憲 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、請願第1号 二池町のボートピア建設同意に反対の決議を求める請願、請願第2号 高浜市二池町にボートピアを建設しない事を求める請願、陳情第2号 二池町を守る為ボートピア建設反対する陳情、陳情第3号 二池町にボート

ピアを建設しないことを求める陳情、この4件について賛成の立場で討論を行います。

この4件の請願と陳情に心より賛成し、まとめて討論をいたします。

思い返せば6年前に、市内田戸町で今回と同じようにボートピア建設の話が持ち上がりました。そのときは地域の住民と高浜市民の良識ある方々の判断の結果、建設計画は中止になりました。前回住民と高浜市民が示したギャンブル施設は要らない、ボートピア建設反対の強い意思と願いを無視して、住民と高浜市民の声を代表する市議会で話し合われようとしていることをまずもって残念に思います。4件の請願と陳情は、どれも二池町にボートピアを建設しないでください、高浜市にボートピアは要りませんというものです。

まず、二池町民は半数以上、53%、1,308名が反対していることです。半数以上の町民が反対している計画がなぜここまで大きな問題になったのでしょうか。この地域は第6次総合計画で、将来の土地利用は住居系ゾーンの住宅地であることから、ボートピアが建設されると、この第6次総合計画そのものが支障を来します。二池町のように住宅が密集している地域にボートピアが建設されているところは、全国70カ所と言われるボートピア建設地のどこにもありません。

次に、ボートピアはギャンブル施設であることです。ギャンブルで負けた人たちの一部のお金が環境整備協力金で市に入ると言われます。本当の意味での活性化ではありません。環境整備協力金が市に入るといっても、ふるさと納税等工夫をすれば環境整備協力金くらいのお金は入ってきます。審査の中でも、借上公共賃貸住宅を廃止すると、それくらいのお金は浮いてくるとの意見も出ていました。ギャンブルは、法務省の見解が示すように、勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれすらあるという内容を含んでいます。また、昨年12月、警察庁の発表からも、パチンコやギャンブルへの依存を動機とするものが2,328件に上っていることがわかっています。一昨年と比べても626件の増で、ギャンブル依存に起因する犯罪が大幅にふえています。先日も名古屋で40歳代の青年が道の向かい側の高齢者夫婦を襲った話もありました。現実問題として身近なところにもおられる依存症の方は、環境が変わらなければ依存症は変わらないと専門家は言われます。

次に、地元の同意を必要とする点で、町内会は、昨年10月30日、臨時総会を開催、賛否を諮ろうとしました。ところが、開催4日前に突然に総会の延期を決め、回収が始まっていた不在者投票を全て無効にしました。班長らへの通知文には、一定の冷却期間を設け、説明不足も適正な判断を仰ぐためとありました。不在者票に封がされていないため、賛否は回収時点でわかる状態で延期となりました。また、町内会は中立といいながら、ボートピアが建設も決まっていないうのに保守系議員10名の連名で、教育予算を二池町の子供たちにとという文書を配るなど、賛成にのめり込んだ一方的な非民主的運営も行っています。

今回、1月9日の町内会の臨時総会の投票方法についても、期日前投票された議決権行使書は賛成、反対それぞれの束に分けてクリップどめがしてあり、束ねた票をカウントもしてありまし

た。また、議決権行使書は、賛成派には手渡しで1週間近く早く配られ、反対派と目された方には簡易書留で回収締め切り日の2日前に届きました。町内会長宛てに提出された町内会員が会則にある臨時総会の開催申し入れについても、町内会は棄却しました。市長も2月3日、市民が面談した際、反対している方と賛成している方ともっと話し合ったほうがよいと言われたそうですが、推進派である方たちは一向に話し合おうとはしません。53%の署名を町内会長に渡そうとしたころから、玄関に新聞記者との話もお断りと紙が張ってあったそうです。これらどれをとっても中立とは言えず、非民主的運営と言わなければなりません。

次に、企業が土地を貸して、企業が借りるだけのことだという話がありました。しかし、公営ギャンブルとして地元の反対がないこと、議会が反対しないこと、首長が反対しないことという高いハードルを越えて初めて国土交通省に話が行くことになっているのも、ほかの企業が土地を借りるのとは異なる点です。

この請願や陳情に反対している方は、高浜市の活性化を目指す会53名が署名していると言われました。そうであるならば、二池町民の1,308名の方たちの声は聞き入れないということでしょうか。名前が自分で書けない子供の分もあったと言われました。ママたちは、子供が大きくなったとき、ボートピアが通学路にあった、大人が昼間から遊んでいたというような環境が子供にいい影響を与えないことを心配して、ギャンブル施設は要らないと言っているのであり、子供を守るために代筆された方もいるのです。子供を守るために親として最低のことができることをしているのです。

また、ボートピアができれば協議会が設置されると言われましたが、ボートピアが建設されなければ協議会は必要ありません。今のまま安心安全のまちであってほしいと願っているのです。

以上、るる理由を申し述べましたが、賛成討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、11番、神谷直子議員。

〔11番 神谷直子 登壇〕

○11番（神谷直子） それでは、議長のお許しをいただきましたので、請願第1号 二池町のボートピア建設同意に反対の決議を求める請願、請願第2号 高浜市二池町にボートピアを建設しない事を求める請願、陳情第2号 二池町を守る為ボートピア建設反対する陳情、陳情第3号 二池町にボートピアを建設しないことを求める陳情、この4件について反対させていただきたいと思います。

二池町の町内会では、ミニボートピア建設に賛成した決議が通っていると聞いています。また、この二池町の町内会で決議されたことを国土交通省も認めていると聞いております。このミニボートピア建設予定地は、今まで工場として利用されていた民間の私有地の土地の一部です。確かに予定地周辺は住宅もあり、生活する場所として生活してみえる方もお見えです。会社や学校に

行く方々の通勤の道であり、通学路として利用する道路もあるでしょう。交通量がふえるかもしれません。交通事故が起こるかもしれません。でも、今でも至るところで交通事故は起こっています。重要なのは市内各所で起こる交通事故を減らす努力です。不安があるのは、実際に見たことも聞いたこともないような、実感がわからないものだからだと思います。交通量はどのくらいふえるのか、交通量に伴いどのくらいの事故がふえるのか、予想がつかないからだと思います。

私は、市議以外にも職長安全訓練の講師としての仕事もしています。安全衛生の考え方をもとに考えてみます。事故については、ハインリッヒの法則に基づいて考えます。1対29対300の法則です。それは、1の重大事故の影には29の軽傷事故があり、そして300のヒヤリ・ハットが発生しているとするものです。300のヒヤリ・ハットを減らせれば軽傷事故も重大事故も減らせません。そういう努力を全市挙げてしていくべきだと思います。確かにボートピアは公営ギャンブルです。公営というのは公の機関が賭博、ギャンブルとして開催するプロフェッショナルスポーツのことをいいます。モーターボート競走法を初めとする法令、ルールのもと、プロの選手たちによって行われるモーターボート競技です。プロ選手としてそこに至るまでには、ギャンブルだからという言葉ではくれないものがあります。パチンコとは一緒にするものではないと思います。

高浜市に入ってくる予定の環境整備協力費というのは、売り上げの1%です。利益に左右されるものではありません。これは、財政の厳しい高浜市にとってはうれしいことではないでしょうか。不交付団体になったことで国や県からの補助金を当てにせず独立採算でいかなければいけないのです。住民がふえ、市税はふえているとはいえ、まだまだ財政は厳しい状態です。今後、公共施設を圧縮、縮小していくとはいえ、教育施設の建てかえ、ライフラインの整備、改修など、行政の課題は数多くあります。ふやすことを考えずに、減らすお金をふやしていけばいいと言われる方もいます。減らす努力は必要で、当然のことです。それ以外に毎年もらえるお金があったほうがいいのではないのでしょうか。私は、ふえるお金としてミニボートピアの収益を市の財源として確保しながら、減らせるところでは減らすように工夫していったほうがいいと思います。

一方では危険を含むかもしれないミニボートピア建設ですが、恐れているばかりではいけないと思います。上手に共存共栄して、お互いにウィン・ウィンの未来に向かっていったほうがいいと思います。青少年の健全育成の影響もあるというなら、賭け事、ギャンブルはたしなむもので、飲まれるものではないと教えるべきだと思います。お金の教育をきちんと施していくことのほうが重要だと思います。

今回、高浜市の活性化を目指す会として、賛同者の方々のお名前が53名連なっておりました。その方々は、今日の高浜市をいろいろな面で支えてきた方々です。その方々は反対する住民の署名の数には到底満たないものですが、会社を背負って名前を連ねてくださいました。今まで高浜市を支えてさまざまな面で御協力いただいております。なぜ市民を危険にさらすようなことに賛成するのでしょうか。町内会の方々に対しても、地域のため、市のために御尽力いただいている

方々です。高浜市の活性化や繁栄を望んでも、衰退することを望んでいる方々は1人もいないと思います。その方々の思いを酌み取り、高浜市がますます発展、活性化するために、ミニボートピアの建設を賛成いたします。

よって、この請願第1号、第2号、陳情第2号、第3号に反対いたします。

〔11番 神谷直子 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、15番、小嶋克文議員。

〔15番 小嶋克文 登壇〕

○15番（小嶋克文） 請願第2号 高浜市二池町にボートピアを建設しない事を求める請願について、賛成の立場から討論させていただきます。

請願要旨の中に、建設予定地の周辺は住宅密集地で、小さな子供たちや年配の方々も多く住んでおられます。通学路にも指定されている道も多く、犬の散歩やゲートボールに行かれる方などさまざまな場所でたくさんの人々が日々見かけられます。このような生活があふれている場所にボートピアが建設されるのは、交通量、交通事故の増加、治安の悪化、犯罪の危険にさらされ、また大勢の人たちが行き来する騒音や夜間の照明など、近隣住民に生活の悪影響を及ぼすおそれがあります。また、この高浜市二池町でただ安心安全に今までどおりの暮らしがしていきたいだけなのに、このような気持ちを抱くことさえ否定されてしまうのでしょうかとあります。本請願には十分理解できますので、請願第2号には賛成いたします。

〔15番 小嶋克文 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、1番、杉浦康憲議員。

〔1番 杉浦康憲 登壇〕

○1番（杉浦康憲） 議長のお許しを得ましたので、請願第1号、第2号、陳情第2号、第3号の反対討論をいたします。

討論する前に整理しておきたいことが2点あります。1点目は、ミニボートピアが設置予定の場所に関してです。この場所は民間の所有する土地に、公営ギャンブル施設ではありますが、民間の企業が設置するという事です。2点目は、少なくとも私が議員になって2年間、高浜市が市としてボートピアを誘致したなどという話は一度も聞いたことがないということを確認の意味でお話しするとともに、賛成、反対を問わず、ここにいる議員さん、市当局の方の共通の認識だと思います。

私のロジックは簡単です。私は、ミニボートピアの設置に賛成です。というよりは、縁があってこの高浜に来たいと思った人、来ることになった人、家族、商店、企業、全ての方によるこそ高浜市という考えからです。協力金が幾らなんでもの、市の財政を見れば多いほうが確かにありがたい話ではありますが、二次的なものです。なので、ミニボートピアの設置には賛成です。

とはいえ、市内にパチンコ店は既にたくさんありますが、やはり高浜市初の公営ギャンブル施

設となると、近隣の方が不安に感じるのは当たり前の話だと思います。先日の特別委員会で反対の請願、陳情の方が言われていますように、自分の家の近くには困るが、遠くなら構わないとの意見は、全くもって素直で正直な意見だと思います。なので言い改めます。地元の方の同意があれば、先ほどの理由により、私は二池町へのミニボートピアの設置に賛成します。

では、地元の同意はどうなのでしょう。直接隣接する2軒の方は了承。二池町内会も賛成多数により了承とのお話を聞いておりますので、全くもって民間の所有する土地に民間の企業が設置する二池町へのボートピア設置に反対する理由が見当たりません。

ここで、二池町内会の投票のやり方に不正があったのではとの話がありますが、これは市内他の町内会さん、過去の町内会に携わってきた方々への名誉のために言いますが、不正なんてあり得ません。これも先日の特別委員会で請願者、陳情者の方が言われてましたが、たまたま今班長や理事の人だけで決めていいのかとの発言がありました。まさに今の町内会長、理事、班長さんは、たまたまことし二池町内会の理事になっている方ばかりです。会長さん一人で投票の配付から回収、採決に至るまで一人でやったのでしょうか。役員さん複数名で行われたはず。そんな複数の目、考えを持つ人が行う投票に不正の余地は考えられません。

これまた先日の特別委員会での反対者の方の発言になりますが、高浜市は6年前の田戸町での否決を受けて、今回の二池町のボートピアの設置に満を持して備えてきたのではとの発言がありました。私も議員になる前、町内会で理事を4年間、今も顧問という形で町内会には携わっています。ここにいる方全員の人に聞きます。そして、この討論を聞いてくれている高浜市民全員に聞きます。今現在高浜市内の町内会で一番の悩みは何でしょうか。会長、理事、班長のなり手がいないということに一致すると思います。そんな中、不正な投票を操作するために会長を含む複数の役員を賛成者で固めるなどということは不可能であり、あり得ないということは、町内会に携わったことのある方なら共通の意見だと思います。ただ、若干の不備があったかもしれません。それは、投票が終わった今、第三者的に投票の内容を聞くと、投票時にもう少しああすれば、こうすればよかったんじゃないかとは思いますが。でも、たまたまの役員さんが突然ボートピアの設置の賛否を町内会として採決しろと言われても、経験もない、それに対しての明確な規定もない、そんな中で行われた一連の採決までの過程で、若干の不備はあったかもしれませんが、不正なものはありません。よって、私は地元の方の同意がある二池町へのミニボートピアの設置に賛成します。

長くなりましたが、最後にもう2点だけ。地元での合意ができてないからとか、説明が足りないから先延ばしや継続審査にしたらなんていうのは、現在の二池町の様子を鑑みると無責任。今議会での議決を求めます。そうは言ったものの、ボートピア設置に不安を持たれる方がいるのも事実です。法令により設置後も地元の方を含む協議会が設置されると聞いています。今設置者が言われている条件や交通、防犯に関しても、地元の方々への不安が解消されるように見続けるこ

とを議員として約束することを誓いまして、私の請願第1号、第2号、陳情第2号、第3号に対しての反対の討論とさせていただきます。

〔1番 杉浦康憲 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、8番、幸前信雄議員。

〔8番 幸前信雄 登壇〕

○8番（幸前信雄） それでは、議長のお許しを得ましたので、陳情第2号 二池町を守る為ポートピア建設反対する陳情、陳情第3号 二池町にポートピアを建設しないことを求める陳情、この2件に賛成の立場で討論させていただきます。

私の意見は2点。町内会の話在先ほど1番議員がされてましたけれども、一番の悩みは、加入する町内会員が減ってきてることじゃないですか。班長、役員の方どうのこうのはいいんですけども、だんだん間違いなしに、こういう話の進め方をすると減ってまいります。今回の話を見ると、弱者の立場に立ったそういう説明の仕方をされてない。だからこういう陳情、請願、たくさん出てきます。それぞれの生活のスタイル、それぞれの立場によって見方が変わります。そこをその目線で説明して説得するのが仕事じゃないですか。議員ってそういうものじゃないですか。それをやれないからこんな問題が出てくる。そこに、今ここで議論してるよりも、そういう方たちに対して同意を求めるように説明しに行くことが大切なことじゃないですか。ここでどうのこうの議論するというのは、確かに持ち込まれたらしょうがないです。だけど、その前にやっておくことがあるから。合意形成を図ってやっていくという。これが民主主義の世界だというふうに思っております。

それと、連絡協議会をつくってというお話されてましたけれども、基本的に例えば刑法をつくれれば犯罪がなくなるか。なくなりません。抑止にはつながるかもしれませんが。法律というのはそういう性格があります。そういう面でいうと、そういうことをつくらないと運営できない、そういうことをわかっていながらやるということですから、その面に対してやっぱりきちんと説明する必要があるんじゃないですか。

それと、お話伺っていると、警備員の方が交通整理をする。これ敷地の中はやれると思います。でも、私も会社の駐車場の前、毎朝横断される方、警備員に対して車とめて渡らせてくれということをおっしゃいます。警察のほうから何言われたかという、交通整理は、警察はとめれるけれども、私たち権限ございません。とまってくださいというお願いはできるかもしれないけれども、ここだめですということは言えません。そういう性格のものです。警察にしても、犯罪が起これないと動けないです。警備はできます。犯罪が起これば、起こした人を捕まえることはできます。ただし、あやしい人を捕まえることはできません。その辺はよく御理解した上で、今度ここで採決したということは、自分たちが賛成したということは、その責任を負うということをよく御理解いただいて、最終の表決のところ、意思表示をしていただきたいと思います。これは私のたわ

言かもしれませんが、基本的に議員というのはどういう立場でやってるんだ。市民のために、高浜市のためにどうするかということを考えるのが仕事だと思っております。

以上で私の陳情第2号、第3号に対する賛成討論とさせていただきます。

〔8番 幸前信雄 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、13番、北川広人議員。

〔13番 北川広人 登壇〕

○13番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、請願第1号、請願第2号、陳情第2号、陳情第3号、これは同趣旨という意味で、一括して反対の立場で討論させていただきます。

まず、先日開催されましたミニボートピア設置検討特別委員会において3名の方々から意見陳述をいただきました。皆さん心からの御意見と理解をさせていただいたことを申し上げておきたいと思います。

しかしながら、我々は議会であり議員であります。議会は議題として上程されたものを審査する機関であり、上程された請願、陳情の中身について意見を申し上げて、討論とさせていただきますと思っております。

まず、請願、陳情の趣旨に、住民の半数以上の反対署名があると書いてありますけれども、どのような趣旨文章で、どのような方法でその署名を集められたのか。また、その署名数が住民の過半数として本当に判断できるのかがわかりません。請願にも陳情にも署名は添えられてない以上、住民の半数以上の反対があるということをこの場の論点に上げることはできないと、このように判断をさせていただきます。

次に、町内会の総会や投票に対してデタラメである等のことが書かれておりますけれども、町内会の総会決議は町内会の会則にのっとり行われていることは事実であります。投開票に関して、町内会の言い分、賛成派の言い分、あるいは反対派の言い分等を聞かせていただいておりますけれども、その場面を見ていない以上、町内会での決定を信じるしかございません。議会が今回の町内会の総会決議に言及することはできないと考えるものであります。

また、ミニボートピア設置検討特別委員会の際に、町内会の加入率を考えると民意が反映されたとは考えにくいとの発言もありましたけれども、町内会活動の根幹である全ての総会決議自体を否定する発言であり、今後の町内会活動にまで影響を及ぼす危険すらあると考えるものであります。

次に、ギャンブル依存症の件を言われておりますけれども、現在のギャンブル依存症は、その大半がパチンコやスロットなどのいわゆる街角ギャンブルによるものであり、逆に、ボートピアは公営ギャンブルだからこそ厳しくさまざまな規制が設けられていることから、ボートピア、イコールギャンブル依存症の増加は詭弁であり、間違った情報であることは明白であります。

そもそも公営ギャンブルも場外舟券売り場も法律で認められております。ボートピア設置には、

地元の雇用の創出や売り上げの一部が自治体に入るなど、地域の振興に結びつくという発想もあるのではないのでしょうか。頭ごなしのボートピア反対が、あたかも正論であるかのような議論はおかしいと感じるところでもあります。

また、特別委員会の自由討議においては、ノット・イン・マイ・バックヤード、いわゆるNIMBYの件も出ておりましたが、これは、必要な物だけ、自分の家の近くにはつくりたくないという意味で、しばしば地域エゴとして使われる言葉であります。今回の請願や陳情に関しては、私は決して地域エゴとは思っていませんし、そのような方が請願、陳情を上げてきたとは思っておりません。むしろ今回の事案には不適切な言葉の使用と考えるものであります。地域の方々の不安に思うところは十分に理解をしているつもりです。交通渋滞や生活道路への侵入や防犯、治安に対する件などについては、ミニボートピア設置民間事業者からは、それぞれに対しての緩和策について町内会には提案がされていると聞いております。地域の方々には、思われている抽象的な不安をいかに軽減していくのかを、地域を中心に考えていくことが重要ではないでしょうか。我々議会や行政は、ボートピアがあるなしにかかわらず、市内全体の交通事故や犯罪が起らない施策をさらに講じていくべきと考えます。

本日、この高浜市議会が、反対決議がされないことが確認された時点で、議会がミニボートピア建設に反対決議をしていないという責任において、高浜市長に対して意見書を提出させていただくことを考えております。その意見書には、未成年者、学生・生徒の入場規制及び舟券購入規制の徹底、周辺における万全の防犯警備体制の整備、交通渋滞の抑制、交通整理の徹底、利用者に起因するごみ処理の徹底、来場者のマナー向上指導の徹底などを設置者と施行者に対して約束することが盛り込まれています。吉岡市長は、事を進めるのであれば、覚悟を持って、これを遵守することを強く求める内容の意見書であります。市長が同意されるかどうかは不明でありますけれども、議会からの意見書があることを受けとめ、考えていただきたいという意味で出ささせていただきたいと思っております。また、この意見書が市民の地域の方々の不安の払拭になるように望んで提出をするものであります。例えば、高浜市と設置者、高浜市と施行者との協定書などにこの中身を入れたものを残せば、議員や市長がかかわろうとも、この約束は果たされなければなりません。この意見書の上程と議決は、ミニボートピア設置に賛成する議員の責任であるとも考えます。

以上、るる申し上げましたけれども、高浜市に必要なものかどうかということ、それ以前に、現在高浜で民間の事業者が進出する上で議会の反対決議のないことの確認が必要だということで今回陳情、請願が上がっていることだというふうに理解しておりますので、この請願第1号、第2号、陳情第2号、第3号に対して反対討論とさせていただき、討論を終わらせていただきます。

〔13番 北川広人 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 討論の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は14時50分。

午後 2 時39分休憩

午後 2 時50分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、請願第3号 小規模場外舟券発売場設置に賛同の請願に反対の討論をいたします。

この請願は、ボートピア設置に町内会で同意の議決をしたので、議会も賛成してくださいというものです。しかし、町内会の議決をしたというものの、新聞でも大きく報道されたように、投票日には、期日前投票した賛成、反対の議決権行使書がそれぞれ束にしてクリップどめして、その数がカウントもしてありました。そもそも班長さんに配られた議決権行使書が、理事が1週間前に手配りで賛成派に配ったり、反対派と目された方には簡易書留で回収締め切りの2日前に郵送されたりしました。賛否のどちらにも丸をつけないで議決権行使書を理事に渡した方の分は、投票日にはそんな議決権行使書はなかった、全部賛成に丸はついていてと言われるなど、投票の公平性、投票の秘密保持等の手続が適正に行われていないことに、地元住民を初め大勢の方々から投票結果に批判や懸念の声が上がっています。だから中日新聞でもこの問題をずっと取り上げ、町内会の臨時総会の投票は問題が含まれていると書かれているのです。

施設の設置によってもたらされる効果は地域の活性化、また、高浜市の将来に効果の高い企業であると考えられる意見であります。ギャンブルはもともと市民のお金を巻き上げて成り立つものであり、不運にも負けた方たちの上に成り立つものであります。吉浜地域のパチンコでも、できてから空き巣がふえたそうです。これまで空き巣が入ったことはなかった家に空き巣が3回も入ったり、パチンコで負けたのであろう人が、パチンコの駐車場から道へ出たところにガラス瓶を割っておくなど治安は悪くなり、犯罪はふえています。今回計画されている場所は、南中学校からわずか400メートル、碧南工業高校から550メートルほど離れているだけです。碧南高校へ通学している生徒さんも見えます。港小学校へ通う児童など、児童・生徒の通う通学路に面していることなど、青少年の健全育成からいってもはかり知れない悪影響をもたらすもので、設置することは許されません。

さらに請願には、抽象的な不安感については、協議会もつくって話し合うので安心安全のまちづくりになると書かれています。昨年12月、警察庁の発表でも2,328件、一昨年に比べても626件犯罪はふえていることは大変重大であり、一方的に推進したいがための書きあらわし方でありませぬ。現実に目を向けていないと言わなければなりません。しかも、市に協議会を常設すると書かれています。協議会が果たして二池町民を初め市民に公開されて傍聴の自由が担保されるのか

不明の状態態度を決めるのは、市民に対して無責任であると考えます。

以上、反対討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、請願第3号 小規模場外舟券発売場（仮称 ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜）設置に賛同の請願について賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず初めに、先ほど12番議員さんがおっしゃられた討論の中で、教育予算を二池町の子供たちにおっしゃってましたが、そういった記述は一切なかったこと、それから通学路に面していると先ほど述べられておりましたけれども、通学路には面していないという部分、それから8番議員が先ほど町内会の加入者が減っていることが課題だと言われました。こういった決め方をしてからどうこうというお話をされておりましたが、現在高浜市でも町内会の加入割合というのは大体低いところで5割台で、高いところで7割弱、そのぐらいだと思っております。そういったこと、今回の決め方が、同意の仕方が悪い、そういうことが続けば非常に町内会の加入率が減っていくと言われた話でございますけれども、実際もうこれだけ下がっている。今回町内会でもいろいろ議決をしてきた中で、なぜこういう話になってこういう状況になっていったのかというのは後ほどお話をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ミニボートピアを初め、現在全国でボートの関連施設は70カ所を超え、ミニボートピアを設置された地域において、地域の安全安心が崩れ、地域が悪化したと言われる地域はございません。ボートピアが設置された千葉県習志野市での環境委員会の会議録を見させていただくと、一番最初から会議に参加されている方の御意見がこのように書いてありました。ボートピアが来ることに対して非常にアレルギーを持った意見が多く、他のボートピアがあるところは風紀が悪くなる。だからここも絶対にそうなるという意見もある。こちらの会議に出させていただいて、必要などときには意見を言わせていただくということにしていた。そうした中で、どういう状況なのか確認させていただいて、きょうがあるのが現状です。ちゃんと報告していただけること、また、青少年に対する意見が聞こえてこないことというのは、こちらの皆さんが一生懸命努力されているのだなと思います。今後ともこういった状況の中で意見を聞く場を開いていただいて、ぜひとも地域の中でよい環境を築いていただけますようお願いいたしますと書いてあります。また、名古屋市港区のボートピア設置の際に反対運動をされていた方がございます。ただ、ボートピアができてからは逆に運営会社、そしてまた地域と一緒に防犯や環境に対して非常に熱心に協力をしてくださっているというのが現状でございます。

ボートピアを初め、公営ギャンブル施設の昔のイメージはよくなかったと私も聞いております。

二池町内に在住の方からも、約60年前に神奈川県に住まわれており、家の近所に当時舟券発売場があったそうです。やはり雰囲気の良いものではなかったそうです。今回ミニボートピア設置に土地をお貸しする地主さんも、自分の資産である土地を有効活用する中でさまざまな業者さんから土地利用に関してお話、そして御相談があったそうです。舟券発売場のお話があったときも、やはり地域に対して環境面などさまざまな不安が御本人もあったそうです。しかし、その地主さんはみずから各施設へ足を運び、舟券発売場という施設がどういったものでどういった運営がなされているのか、また、その地域の環境や安全対策はどうなのか、そういったことを調べ、そして舟券発売場が設置された地域や自治体に大きな貢献、御協力をいただいでい

ると、そういった事実。具体的に内容を申し上げますと、先ほどから設置賛成をしてくださっている議員さんのお話でもありましたが、売り上げの1%、金額にしますと、誘致の話がありました碧南市でも、それから田戸町のときも、大体年間約2,000万円から2,500万円が市に入ってくる。そして、設置した地域、町内会への協力、また、福祉車両を当市を含めた全国の自治体に配車をしてくださっている。また、施設内には災害時を想定し多くの避難物資を常備してくださるということでございます。

舟券発売場周辺には、オープンしている時間帯は警備員は常に配置し、駐車場だけでなくその周辺にも要望があれば警備員を配置し、日々の交通安全にも目を配ってくださる。1日に1回は必ず舟券発売場周辺のごみ拾いもしてくださる。そういったことを踏まえ、普通の民間業者にただ土地をお貸しするというより、これだけ地域に対して安全安心、そしてまた環境面の配慮、地域と協力し合いながら貢献し、またこれから公共施設を初めインフラや防災、多くの支出が見込まれる当自治体へも多大なる貢献をしてくださる。そんな思いで決断されたそうです。

さらにその方は、先代のころより、地域に対して日ごろより非常に貢献してくださり、今でも二池町を初め南部地域の環境や防犯活動にも御尽力されてみえます。町内会や地域に対して今まで何も協力をしていなくて、ただ個人的な利益を考えているという方ではございません。反対運動をされている方がチラシによって、土地をお貸しする地主となられる方があたかも個人の利益のみ追求するように書かれていたので、その方の名誉のためにも、しっかりとここでその方の考え方を伝えさせていただき、全くもって反対の方々がチラシに書かれたことが間違いであるということを、しっかりと議事録に残るようにお伝えさせていただきます。

また、今回の賛成の請願には、水野会長、都築副会長を初め53名に上る日ごろより高浜市内の交通安全や防災、防犯、また、高齢者から子供のことまでさまざまな分野において御尽力いただいている方々が会員となり、高浜市の将来のことを考え名前を連ね、提出させていただいております。それも申し添えさせていただきます。

さて、ミニボートピアが来ることによって、自治体、地域へのメリット、さきのお話の中で述べさせていただいたことではありますが、では、デメリットとして反対の方から言われている交通

量の増加、他地域からの来客に対してどのように地域の安全安心、また、環境美化について取り組まれるのか、それらについて具体的にお話をさせていただきます。

防犯についてでございますが、さきに述べたように全国で設置されている自治体の地域において、ミニポートピアが来たことによって地域での犯罪件数が増加した事実はございません。それはなぜなのか。公営競技というのは国の法律の許す範囲の中で行われており、一般的な遊技業とは異なり運営に関して非常に厳しく監督されております。しっかりと所管の警察署との連携、常時防犯カメラにおいての監視もあり、また、アルコール類の販売、持ち込み、飲酒による酔っぱらい等の入場規制が定められております。これは多分名張へ見に行かれた議員さん方はそれぞれ表に張ってあったのをしっかりと見てくださってるものだと思います。行ってない方はわからないと思いますけれども。

また、交通安全の面においても、地域から要望のあった箇所には、地域と協議した上で、オープン前の時間からナイターの最終レースが終わる夜21時までしっかりと警備員を配置し、常時地域の安全も見てくださいます。運営会社からの回答の中では、近隣の住民の方々より要望のあったミニポートピア利用者による生活道路への車の流入についてもしっかりと対策を講じてくださること。また、最寄りの駅からぞろぞろと利用者が毎日歩き回るのでという点につきましては、最寄りの駅となる高浜港駅、北新川駅を利用される電車で見える方につきましてはタクシーを利用していただけるよう、タクシーの代金分、大体ワンメーター分じゃないかと言われておりますが、その分のチケット購入券を施設側が出してくださるということでもありますので、御近所の方以外で最寄りの駅から歩いて来場される、ぞろぞろ歩くということはまず考えられません。また、帰りにつきましても送迎用の車によって最寄りの駅まで送ってくださるとのことでございます。

環境については、こちらも運営会社より説明がありましたが、時間帯はこれから決められるものと存じておりますが、1日1回は、施設周辺をしっかりとごみ拾いを実施していくということでございます。碧南高浜線沿いは、日ごろよりペットボトルや空き缶、コンビニのホットスナックやお菓子の袋といったごみを初め、たばこの吸い殻、また、稗田川沿いでは不法投棄も多く見受けられます。1日1回のごみ拾いによって、それらの環境面での課題も大きく解決されていくものだと存じます。

交通渋滞について、反対派のチラシでは、常滑競艇場周辺の写真が取り上げられておりましたが、これは全く同じ条件下のものではないということをお伝えさせていただきます。まず、高浜市に設置予定しているのはミニポートピアであり、常滑や蒲郡にあるような競艇の大きな本場ではございません。まして常滑市のように高浜市にイオンができるわけでもございません。常滑での渋滞は競艇の施設というより常滑のイオンがオープンしたことによる影響が非常に大きく、ミニポートピアが1つできて、夕方に常滑のように渋滞を引き起こすとは考えにくいです。なのにあたかも同じ交通状況になるような書き方をチラシに書き、また、犯罪件数がミニポートピアに

よって増大していると事実でない内容を地域にまき、いたずらに住民の不安をあおる、こういったやり方に私は大変遺憾に思います。これこそ誤った情報による誘導、情報操作と言えます。これにつきましては純粋に心配されている方々が行っているのではなく、知らないところである団体、政党が先導しているわけであり、こういうふうには政治利用してほしくないという思いでございます。

そして、教育についてですが、ギャンブル施設が来ると子供たちはギャンブルを覚え、日々施設に入り浸るとチラシに書いてありました。果たしてそうでしょうか。都市部に行けばさまざまな施設がございます。都市部の子供たちは、それでは不健全なのでしょうか。ちなみに私も小学校5年生からは、ずっと名古屋市で育てております。そう考えると、そうとは考えられません。世の中にはいろんな施設、いろんなものがあります。それを知らずして育ち、大人になってから使い方を間違えて覚えてしまうほうが危険であると私は感じております。大人というのは既に親の手から離れてしまっているのですから、自由である分常に自己責任でございます。

健全な育成とは、お金の使い方や物の使い方を初め自己管理をしっかりと小さいころから教えることではないでしょうか。例を挙げさせていただきますが、インターネットの環境を通して起きる事件や事故も同じです。ネットというものが悪いわけではなく、それをどう使うのか、どう使ったかで判断されるものだと思います。どんなものでも使い方を誤れば、それは時として凶器となり、人の命を奪います。自動車の運転もマスメディアの情報も同じであります。

先日、「LEADERS」という映画がまたテレビでもやっておりましたけれども、自動車というものによって私たちは非常に便利な営みを手に入れました。その恩恵を多くの人々が享受しております。しかし、その影に多くの交通死亡事故も発生しております。詳しく私も人数を数えたことはありませんが、どれくらいの方がこの世界で交通死亡事故によって命を落としてみえるのでしょうか。重量が何トンともいう金属の固まりを何十キロ、時としては百数十キロ以上の速さでそれを操るわけです。それは免許証という形で、操作するに十分な経験と知識を持ったということで操作を許されております。そして日々多くの技術者によって少しでも安全安心な自動車を、人に優しく、また、環境に優しくと改善が図られております。どうしたら、きのうよりきょう、きょうよりあしたへ、本当にいい乗り物ができるのか、多くの人たちの努力と知恵と情熱によってではないでしょうか。

また、マスメディアにも報道の自由というものがございます。国民、県民、市民に日々問いかけながら、可能な限り多くの情報を提供し、みんながそれぞれ正しく判断できるよう、マスメディアがみんなの目となり耳となり、時として口となり、だからこそ報道の自由があるのではないのでしょうか。自由だから何でも書いていい、視聴率や発行部数が上がるなら少しくらい私的感情を交え偏った報道をしていいというものではありません。私的感情を用いた誤った報道により命を奪われた人、誤った報道を信じてしまいみずから命を絶った人も過去の歴史を振り返るとどの

くらいいるのでしょうか。近年では、世界的にいえばイラク戦争、そしてまた永田町でいえば当時の議員さんで野党であった永田議員の偽メール事件などが思い出されます。真実とは何か、また多くの人に考えてもらう機会をつくる。それを日々一生懸命……

○副議長（浅岡保夫） 柳沢議員、端的に討論をお願いしたいと思います。

○3番（柳沢英希） 端的に討論をしなくてもいいと伺っております。

○副議長（浅岡保夫） 趣旨を明らかに。

○3番（柳沢英希） 趣旨を明らかにしていく上にもお話をさせていただいております。

真実とは何か、また多くの人に考えてもらう機会をつくる。それを日々一生懸命追いかけて、私たちが少しでも判断に迷ったとき、知恵を授けてくれるもの、また幸せな気持ちになるような情報を提供してくださる、それがマスメディアであると私は信じております。

町内会の日々の努力も同じではないでしょうか。少しでも地域をよくしていこうという気持ちによる意地でもできるものだと思っております。今回二池町で持ち上がっているミニポートピア設置についても、公営競技、公営ギャンブルといったものがどういったものなのか、メリット、デメリットをそれぞれしっかり挙げ、全国の設置された地域ではどういった結果になるのか、どのように地域と取り組んでデメリットを解消し、地域を初め多くのことに貢献しているのか。先入観やレッテル張りではなく、真実に基づいて判断していただきたい。ここにお見えの議員の大半の方が名張へも足を運んでくださり、実情を見て、また、質疑応答もできたものだと思っております。

説明の機会を町内会にはつくらなかったわけではありません。町内会の回覧でもしっかりと説明会の告知を行い、しっかりと説明の機会と意見を聞く場をつくってみえました。説明不足と反対派の代表の方はおっしゃっておりますが、もともと考えるつもりがなければ何を話しても平行線であると思っております。自分も5時間30分その方とお話をしておりますが、その内容ですら反対運動に参加している方々に伝えるとおっしゃっていても、伝えていないということがありました。反対された方々と分別の立ち当番後にお話をさせていただきましたが、全くそのような説明はなかったと伺っております。

某新聞社の記者さんとも、市内のとあるコーヒー屋さんで公共施設の件とあわせて、ミニポートピアについてもお話をさせていただいたことを私は記憶しております。反対の運動を主でされている方々のお話や、某新聞記者の方が書かれている記事を見させていただくと、何が真実なのか私もわからなくなってしまうほどです。しかし、今言える真実とは、二池と同じ運営者となる名張へ実際に足を運び、運営のなされ方や近所の方の声を聞いて伺ったもの、全国のミニポートピアが設置されている地域での統計からの情報、ミニポートピアが来たら何かが悪化したという事実がないことが、何よりの判断する上での真実であると考えます。

そして、二池の地域の方々が、今まで何もせず地域の安全安心、環境美化が確保されてきたわ

けではありません。地域のことを考え、町内会に入会し、地域のことに協力してきた方々の並々ならぬ日々の努力によって維持されてきたものでございます。現在の町内会さんの活動でもそうですが、毎月15日のパトロール、消火器の点検、防災・減災、そしてまた、救命救急措置の学習会、それから避難訓練、月二度三度と行われる公園清掃、公園や南部地域で行われる催し物の準備から当日の片づけ、そしてお手伝い、毎週ある分別回収拠点での立ち番、稗田川での草刈り、非常に年間通して多くのことに御尽力をされてくださっております。町内会の方々を初め地域に非常に協力的な方々が、今回このミニボートピアという施設を全国での例を踏まえ真剣に考え、また、地域に御尽力くださってる方々を信じ、多くの賛同をしてくださり、町内の議決がなされております。そのような地域での活動に前向きに取り組んでくださっている方々が多くいるのであれば、運営会社ともしっかりと協力をし合いながら、さらにより地域へと変えてくださるものと私は信じております。

皆様に御理解、御賛同いただきたいのは、公営競技を全く信用して賛成ということだけではなく、二池町や南部地域を今まで牽引して下さっている方々を信用していただきたいということでございます。設置が可能になった後はしっかりと運営会社と引き続き協議を進め、地域の方々がさらに安全安心されるよう協議会を設置し、また、まちづくりに取り組まれてまいります。判断される皆様におかれましては、自分を支援して下さる団体や後援団体が反対だから反対ということではなく、地域で頑張ってくださいている方々を信じ、市全体のことを考え、ミニボートピアへの誤った先入観にとらわれず、自分自身が見てきたものを信じて結論を出していただきたいと思っております。やらなければ何も結果、結論は見えてきません。また、この結果、結論は地域の皆様でつくり上げていくものです。だから必ずよいものになるでしょう。多くのことを申し上げましたが、どうぞ請願第3号 小規模場外舟券発売場の設置に賛同の請願に、多くの皆様の御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます、賛成の立場での討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、15番、小嶋克文議員。

〔15番 小嶋克文 登壇〕

○15番（小嶋克文） 請願第3号 小規模場外舟券発売場（仮称 ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜）設置に賛同の請願に反対の立場で討論をさせていただきます。

厚労省は、2014年8月、2013年の調査でギャンブル障害の国内の有病者数、すなわちギャンブル依存症の人は536万人と発表しました。この数字は、国民の4.8%、約20人に1人がギャンブル依存症ということです。高浜市においても、数字上約2,000人がギャンブル依存症という計算になります。アメリカでは0.42%、イギリスでは0.5%、ほかのヨーロッパの国においても1%を超える国はほとんどありません。日本は桁違いの高さです。これは、ギャンブル機器、施設の数

が他の国に比べて非常に多いのが理由とされております。ギャンブル依存症を考えると、こうした施設が5カ所もある市内には、ミニボートピアであっても他の施設であっても、もうこれ以上の設置には反対せざるを得ません。よって、請願第3号には反対します。

[15番 小嶋克文 降壇]

○副議長（浅岡保夫） 次に、12番、内藤とし子議員。

[12番 内藤とし子 登壇]

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、陳情第1号 国に対して「保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書」の提出を求める陳情について賛成の立場から討論を行います。

本陳情は、名古屋市熱田区沢下町9-7、労働会館308の愛知保育団体連絡協議会会長本田たみ代さんより提出されたものです。待機児童の増加と保育士不足が社会問題として大きな注目を集めていますが、保育士が働き続けることができない労働環境や賃金水準にあることが明らかになってきました。国は、認可保育所の整備ではなく、企業主導型保育事業の創設や小規模保育等の地域型保育事業での待機児童解消を進めています。

先日も、小規模保育で預かった初日にうつ伏せ寝をさせていた子供が亡くなってしまったニュースが報道されました。これも認可保育所に入れなく、やむを得ず預けた小規模保育でした。主に2歳児までを対象とする小規模保育は、資格者が半数でもB型の場合、設置が可能となっています。保護者は、3歳児になると新しく次に通う保育所や施設を探さなければなりません。このようなやり方で、本当に幼い子供の命や安全を守れるのか、保護者は安心して子供を預けられるのか疑問です。保育士が働き続けるために、処遇の抜本改善こそが最も確かな道だと考えます。

以上、理由を申し述べまして賛成討論といたします。

[12番 内藤とし子 降壇]

○副議長（浅岡保夫） 次に、9番、杉浦辰夫議員。

[9番 杉浦辰夫 登壇]

○9番（杉浦辰夫） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります陳情第1号 国に対して「保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書」の提出を求める陳情書に対し、市政クラブを代表して反対の立場で討論させていただきます。

陳情書にあるとおり、平成28年2月に取り上げられた「保育園落ちた日本死ね!!!」と題した匿名ブログは、国会でも取り上げられ、国の施策へ大きな影響を与える結果となりました。

国においては、これまでの施策に加え、平成27年4月には、子ども・子育て支援新制度の導入により、量的拡大、質の向上の両方の観点を持って取り組まれてきたところです。

本ブログが話題になった以降、国は、待機児童の解消や今後の保育の施策の検討に活用するため、平成28年4月に、子供を認可保育園に入れるために保護者が行う活動、「保活」の実態に関

する調査をされ、7月にその結果を公表されました。

さらに、平成28年9月には、保育所等利用待機児童数調査に関する検討会を設置し、市町村によって取り扱いが異なると指摘されている「待機児童数の定義」の取り扱いについての検討を始められております。

保育士の処遇改善については、平成27年度からは、処遇改善等加算として公定価格に組み込まれるとともに、人事院勧告に対応する形でのさらなる追加などして実施をされております。平成29年度予算案においても、保育人材確保のための総合的な対策として、陳情書にあるような保育士養成、規制緩和、処遇改善など、それぞれについて必要な対策を講じられているところであります。

以上、説明したとおり、陳情書で指摘されている項目については、既に国として必要な対策を講じられていることから、この陳情には反対します。

〔9番 杉浦辰夫 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第3号 指定金融機関の指定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 事業契約の締結について、公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 高浜市住民投票条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

た。

次に、議案第7号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 高浜市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部

改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 高浜市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 高浜市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止について、公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 高浜市立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について、公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成29年度高浜市一般会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成29年度高浜市介護保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成29年度高浜市水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 二池町のポートピア建設同意に反対の決議を求める請願について、ミニポートピア設置検討特別委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号 高浜市二池町にポートピアを建設しない事を求める請願について、ミニポートピア設置検討特別委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号 小規模場外舟券発売場（仮称 ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜）設置に賛同の請願について、ミニボートピア設置検討特別委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立少数であります。よって、請願第3号は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第1号 国に対して「保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書」の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号 二池町を守る為ボートピア建設反対する陳情について、ミニボートピア設置検討特別委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号 二池町にボートピアを建設しないことを求める陳情について、ミニボートピア設置検討特別委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

○副議長（浅岡保夫） 日程第2 議案第34号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第8回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第34号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第8回）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ480万円を増額し、補正後の予算総額を144億6,290万円といたすものであります。

8ページをお願いします。

繰越明許費は、中央公民館アスベスト除去工事業について、アスベスト除去工事費270万円を平成29年度に繰り越すものであります。

9ページをお願いします。

債務負担行為補正は、2件設定いたします。1件目の市役所本庁舎整備事業、旧庁舎アスベスト除去工事分は、アスベスト除去工事費5,616万円について、債務負担行為を設定いたすものであります。なお、今回の補正は市役所本庁舎整備事業の2期工事のうち、旧庁舎解体工事分にアスベスト除去工事分を増額いたすものでありますので、期間はそのもととなる市役所本庁舎整備事業と同じ平成48年度までといたしております。2件目の公金支出差止請求訴訟等委託料は、高浜市商工会等に対する物件移転補償費等の支出の差し止めを求める住民訴訟が提起されたことから、弁護士への訴訟等委託料を計上いたすものであります。なお、期間につきましては、事件が完了するまでの間、限度額につきましては、委託事務の処理に当たる報酬及び訴訟費用等といたしております。

次に、歳入について申し上げます。26ページをお願いします。

6款1項1目地方消費税交付金は、3月分の交付決定に伴い増額をいたすものであります。

16款1項2目民生費寄附金は、水野運送株式会社様から、地域福祉基金指定寄附金として100万円の御寄附をいただいたものであります。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金繰入金を減額いたすものであります。

次に、歳出について申し上げます。28ページをお願いします。

2款1項2目文書管理費の文書管理事業、公金支出差止請求訴訟等委託料は、委任時に支払う着手金その他出廷日当実費等の預かり金を計上いたすものであります。

2款8項1目基金費は、民生費寄附金を地域福祉基金に積み立てるものであります。

10款5項2目生涯学習機会提供費の生涯学習施設管理運営事業は、中央公民館アスベスト除去工事費を計上いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） これより質疑に入ります。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、補正予算書9ページ、債務負担行為補正、旧庁舎アスベスト除去工事、主要・新規事業等の概要の3ページについて質問をいたします。

今回、旧市庁舎の外壁等にアスベストが含まれているということで、債務負担行為の補正が5,616万円計上されていますが、旧庁舎本体取り壊し工事費は1億1,000万円だと思いますが、合計すると約1億6,700万円になりますが、通常ですと実施設計書を作成して工事費を積算すると思いますが、今回はどのように積算したのかをお答えください。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ主幹。

○行政G主幹（杉浦嘉彦） 今回の積算につきましては、アスベストの処理費につきましては現場の状況により費用が大きく変わりますので、他市の事例ですとか、今回、処理につきましては、建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針、平成28年4月28日に出されておるんですけれども、その中の剥離剤併用手工具ケレン工法ということで、他市の事例等を参考にして金額の方は算定させていただいております。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 設計書はつくってないと。それで、その金額を5,616万円。この積算というのは、今の話じゃないですけど、設計書や何かじゃなくて、いわゆるいろいろな見積もりだとかどういような形でその5,616万円を積算されたかというのが、今の説明ですとよくちょっと僕わかりませんので、もう少し具体的に説明をお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 行政グループ主幹。

○行政G主幹（杉浦嘉彦） 今回のアスベストの処理費用につきましては、設計単価等につきましては一般的な建設工事の場合は国交省や県の単価ですとか物価版等により設計を積み上げていくのですが、今回の外壁アスベストの除去という施工に対する設計単価自体が実際の施工条件、架設状況などを踏まえまして、見積もり徴収をして価格を積み上げているのが現状でありますので、見積もりをいただきまして協議をして決めさせていただいております。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 見積もりは何社でとったわけでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 今回ですけれども、リース契約の中で市庁舎の整備事業を行っていくと。その中で、当初の契約の中に解体工事費も含めて提案をしてもらってます。ですから、市のほうで設計を組んだということではなくて、当初解体工事費は事業者からの提案に基づく金額でありますので、事業者から工事費の金額の算出資料というものを提出していただいて、それをもとに消費税別で5,200万円を算定したということでございます。市のほうで個別に見積もりをとって市で設計したということではなくて、あと主幹が申し上げましたけれども他市の事例なども勘案しながら、その金額についての妥当性について判断したということでございます。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 通常ですと競争入札で業者選定を行うと思いますが、今回は市庁舎整備事業の中で施工するというので、1社随契で契約することになるとは思いますが、競争原理をどのように担保するおつもりかお答えください。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 競争原理の担保ということでございますけれども、今回は解体工事の一部にアスベストが含まれていたということが、そのもとになるものでございます。そうしたことから、市が直接施工する場合ということも視野に入れて検討してまいりました。そうした中で、契約が全体費用を割賦方式によって支払いを平準化するという契約でございまして、そのもととなる事業者が、現在の整備事業者であるという前提がございます。

そうした中で、1社随契といいますか特定の相手方を引き続き契約の相手方とすることについて、全体の事業の進捗状況でありますとか、相手方の信用度、その他諸般の事情、契約の平準化といった性質、目的でありますとか、そういったものを総合的に勘案いたしました。その中で、随意契約によることが望ましいと、最終的に金額がかなえば、金額的にかなわなければ競争入札した原理というものもあるんですけれども、金額がかなうのであれば同一業者を選定することが望ましいということで、今回補正予算を上げさせていただいております。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 大変苦しい答弁だと思いますけれども、実際に今、割賦の話が出ましたけれども、割賦だったら当然金利もついてくるわけですね。その辺のところはどのように考えてみえるのかお答えください。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） これはお話をする中で、一括であっても割賦であっても消費税別で今回予算計上させていただいた金額。割賦を選択するのであれば割賦手数料については事業者のほうでお持ちいただけるということでございます。

○副議長（浅岡保夫） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） わかりました。後に禍根を残さないようにしっかりと積算をしてやってください。

○副議長（浅岡保夫） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 私も同じところなんです、アスベストを建設材に使用禁止になったのが1975年の9月だと思うんですが、そうしますと市庁舎の竣工が1977年だと思うんですが、この外壁の吹きつけというのは当時規制外であったのかどうか、そのあたりお示してください。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 結論から申しますと規制外であったということでございます。今、昭和50年にアスベストの使用が禁止されたということの御質問ですけれども、これは石綿含有率が5%を超える場合の吹きつけ作業が禁止されたものでございます。今回検出されましたのは1%未満のごく少量のものでございました。そうした中で、アスベストの石綿含有量が0.1%を超えるものの使用が禁止されたのは平成18年でございますので、規制外のときに施工されたものでございます。

○副議長（浅岡保夫） ほかに。

8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 補正予算書の28ページ、10款5項2目、中央公民館のアスベスト除去工事について御質問させていただきます。

今回、補正予算の上程で、解体工事の変更契約の議案が上程されておられませんけれども、解体工事とは別契約するという理解でよろしいのか。また、別発注する理由についてお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 解体工事とは別発注とする理由ということでございますけれども、今回、地下空調機械室の配管保温材からアスベストが検出されたということでございますけれども、こちらにつきましては本契約締結後に判明したものでございます。当然、解体工事の設計仕様のほうには含まれておりません。

アスベスト除去につきましては、例えば作業主任者が石綿作業主任者技能講習を修了しておる、それから従事する作業員が石綿作業従事者特別教育を受けておる、といった一定の要件を持つ解体工事業者であれば実施が可能ということでございます。

今回のように、本契約締結後にアスベストの含有が判明した場合につきましては、別工事とするというのが一般的でございますので、変更契約でなく別契約ということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） それでは、今回工事業者、どういう形で選定していくかという、そのところ説明いただきたいんですけども。

○副議長（浅岡保夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 工事業者をどのように選定するかということでございますけれども、1社随意契約を予定しておりまして、中央公民館解体工事の施工業者でありますオカコー株式会社をお願いしてまいりたいと考えております。

その理由でございますけれども、入札で事業者を選定する場合に、入札や契約事務で1カ月程度かかることが見込まれます。また、解体工事は騒音などの影響を極力抑えるために、今回の解体に当たっては、まずは地下の機械の撤去から始めまして、建物の内部から解体していくということを考えております。ですので、アスベストの除去工事が中央公民館の解体工事の業者と別業者になった場合には、解体工事業者との工程調整も必要ということで、そうするとさらに時間を要するということとなります。そうしますと、地下の機械の撤去の着手がおくれてまいりますと、解体工事の工期全体が延びていく、そういうことの可能性も出てまいるということになりますので、近隣にお住まいの皆様にも御迷惑をおかけすることになります。そういった理由から解体工事を計画どおり進めていくために1社随意契約ということで考えております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） それでは、工事の関係で周辺の住民の方への説明はどのようなふうになるかということをお伺いしたいんですけども。

○副議長（浅岡保夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 2月に近隣にお住まいの皆様を対象に工事説明会を開催しておりますけれども、そのときにアスベストの有無についての御質問がありました。調査結果、対応方法がわかり次第お答えするということで、その時点では回答させていただいております。ですので、予算のほう御可決賜りましたら、近隣にお住まいの皆様には速やかにチラシで配管保温材にアスベストが含まれていることが判明したということ、また、除去工事、4月上旬にやっていたと考えておりますので、4月に行うということ。また、工事に当たっては安全に十分配慮して、近隣の方には御迷惑をおかけしない、影響がないということをお伝えしてまいりたいと思います。また、現場におきましても、建築物等の解体等の作業に関するお知らせという掲示をしなければならないということがございますので、そういった掲示の中で飛散防止の措置の概要等について表示を行うということで周知をしてまいります。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） それでは1点最後に確認したいんですけども、今回アスベスト系で補正予算という形でたくさん出てきてます。通常でいうとこれセットで出てきて全体の姿が見えるよ

うにさせていただきたいというのが本音なんですけれども、今回については、後で工法が変わったですとか基準が変わったですとか、そういう事情があってだということでしたし方ないのかなというふうに思っておりますけれども、今後はその基準、どういう形で事前に押さえて、こういう補正という形じゃなくて当初のところで提案いただけるかということをお説明いただきたいんですけど。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 市の認識といたしまして、今回、庁舎の解体に当たりましてこういった外壁でありますとか配管のエルボ等にアスベストが含まれているということをお認識するに至りました。今後でありますけれども、例えば大規模改修でありますとか解体工事には、こういったアスベストの問題が含まれているということをお前提に、予算を計上していく必要があると思っております。そのためには大規模改修・解体の基本設計時でありますとか実施設計時、こういったときにあわせてアスベストの調査も入れていくと。そうするとある程度アスベストの処理があるのかなのか、あった場合どれぐらいの処理費が必要なのかということは事前に把握ができますので、当初から上げさせていただきたい。ただ、解体してみて、天井をはがしてみたりとか、直接やってみないとわからない部分も若干残ると思っておりますので、そういった部分については補正をお願いすることがあるかもしれませんが、基本的にはそういったことがないように事前調査に努めてまいりたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） わかりました。ただ、補正を出すに当たっては、理由は明快にいただきたい。要はこの金額を認めてほしいじゃなくて、これこれこういう、ここまでやったんだけど、こういう漏れがあってということで、それをわかるように説明いただけるようお願いしたいんですけども。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 補正をお願いするということは予見できなかったものがあったということですので、予見できなかったものが何であったのか、なぜ予見できなかったのか、そういった理由をあわせてお示しさせていただければと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） お願いしたいのは、要は一度経験すればわかるはずですから、二度と起こさない、これが基本の動作だと思うんですね。だから、一度発生したことを次に起こさないためにはどうすればいいかということは、これは人がかわろうが何しようが、後は続けていかないとかまた同じこと起こすということになるので、そういうことのないような仕組みにさせていただきたいというお願いです。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 事前調査を極力慎重にやっていくということが1つでございます。あと、解体工事をするとき、そういった関係法令でありますとかこういった関係についても、それも含めて例えば事業者側が一定部分リスクを負うとか、そういった形での提案と見積もりということも1つ工夫していくところであろうと思っております。

○副議長（浅岡保夫） ほかに。

7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） 1つだけ確認をお願いします。公民館のアスベストの除去工事費なんですけれども、これは変更設計でやったほうが安いのか、単独でやったほうが安いのか、そこら辺のチェックや何かはやっておみえになるのか。許可書の問題もあるかしれませんけれども、1社随契ということでやっていかれるだったら変更のほうが、私はもっていきたいというふうに思うんですけれども、そこら辺の回答をお願いします。

○副議長（浅岡保夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 変更でやる場合も一応考えました。業者のほうにも聞いたところ、先ほど言ったように当初は全然計画にないようなものにつきましては、別工事でやると。この業者も解体業は専門なようなところですので、実際名古屋でもそうやってやっておるといことです。

それから、今回これ1社随契といっても、ほかの今回調査してもらった業者からも見積書のほうとあります。それと比べても約30万円ほどこちらのほうが安いということで、こちらのほうにお願いしたいということで思っています。

○副議長（浅岡保夫） ほかに。

5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 確認なんですけれども、アスベストの費用を市が支出するというので、契約上の支払い根拠、これは何条にあるのかを確認したいんですけれど。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、今回提案を求める募集要項の中にアスベストの含有についての記述がございませんでした。これは要求水準書に定めていない事項であります。その前提で価格も設定いたしておりますし、契約も締結いたしております。その後でありますので、当初の契約というのは、アスベストは使用されていないという前提で締結いたしたものでありますので、その費用を事業者にとらせるという義務を負わせることはなかなかできないと。じゃ、契約上の根拠ということでありますけれども、5条に、定めのない事項については協議をしていくということになっております。そうした中で、要求水準だったと思いますけれども、リスクの分担表というものがございまして、予見できなかったものであります。募集要項の誤りというほどではないんですけれども、要は募集要項に定めがないということは抜けていたということですので、こう

いったものについては市の負担とすると。また、市が調査をして外壁にアスベストがあるということの告知をしておりませんでしたので、こういった市の調査に関するものについては、市が負担をするということが募集要項の中のリスク分担表で定まっておりますので、根拠といいますとただいま申し上げたところでございます。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 根拠はやっぱり契約書に定めてなければいけないと思うんですけども、それが5条のところからお互い協議をするということで、例えばリスク管理の点については契約書に表があって、しっかりその辺割合書いてあるんですけども、そういったリスク管理の中にアスベストはなかったという説明なんですかね。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 要求水準をつくる時に、市のほうでアスベストの存在、外壁アスベストの存在を認知しておりませんでしたので、それを前提に募集要項で提案を求めて、それを前提に提案をして、それを前提に契約いたしております。したがって、そういったものについてのリスクの分担というものは、要求水準書でいいますと、要求水準のほうのリスク分担に基づく市の負担となると。仮にもし、あらかじめ募集要項のときにわかっていたら、その段階でアスベストが含まれていることを記載して、それに基づいて予定価格も定めて、それに基づいて契約も結んでおりますので、今回の増額分がアスベストがあったことによって発生する部分ですので、不要な支出ではないということで御理解いただければと思います。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） じゃ、今後のこういった契約があるときは、契約の中でアスベストについても含んでリスク管理を契約上でしていくということよろしいですか。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 要求水準でありますとか、市が事前に渡した調査について、それに基づいて提案をしていくということは、前提条件が不足部分があったということですので、その部分についてのリスクをどちらが負うかという、それは協議によりますけれども、相手方に負わせることはなかなかできない。それで、アスベストについては、要求水準のときにこれからは事前に調査をして、あるかないかということに記載して、それに基づいて提案をしてもらえれば、どちらが後で負担をするのかというリスクが軽減されますので、そういった形での対応になってまいります。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 今回の市役所の契約書の中で第13条の6項で、乙が大和リースなんですけれども、乙が行った調査及び設計（設計変更によるものを含む）の不備、誤り等により必要となる一切の費用を負担するものとするとしてあって、先ほど総務部長答弁で大和リースが調査して解

体費用を出したということなので、その解体費用を出したというのが大和リースなので、その不備があったのは大和リースというふうに読みとることもできると思うんですけど、そうすれば、大和リースがこの費用を全額負担するということになると思うんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 13条の第6項は、乙が行った調査であります。今回は、アスベストの調査は市が以前行って、塔屋階でありますとかそういったところに吹きつけアスベストが含まれておりましたので、その部分についてはありますよということはお伝えしてございます。外壁にありますよということはお伝えをしてありませんので、それは乙、事業者が行った調査の不備ではないということをお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 業者が解体費用を調査して解体費用を出したわけですから、そこで業者に不備があったというふうに読みとることもできるわけですよ。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 要求水準を出しましたときに、質疑応答というものをいたしております。その中で事業者からは、アスベストがもし含まれていると、それは事業費に影響するので、アスベストがあるのかないのかという質問がございまして、塔屋階についてのアスベストは含まれていると。その前提で、市が要求水準のときに示した金額を設定していますということで回答しておりますので、事業者においてはそれ以外の外壁やエルゴについてはアスベストがないという前提で提案をしております。もしそのときに事前に伝えてあれば、予定価格自体その部分上げますし、契約金額自体もそのときに上がっていたということでございます。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 要するに市の調査不足ということになると思うんですけど、そうすると市にかなりの責任があると思うんですよ。これ1社随契、このままの金額と、先にプロポーザルのときに出してもらった金額では、またえらく市税、市民の税金が無駄に使われる量が変わってくると思うんですけど、市の調査不足ということについてはどうお考えですか。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 外壁のアスベストのことが言われるようになった時期につきましては、ごく最近のことでございます。平成28年4月28日に技術処理指針が出されてまだ1年もたっていない時期でございます。庁舎の募集要項を行った時点でそれを予見して、世間一般的に余り知られていないものを、それを予見して、それを回避するというようなことまでは、とり得なかったということでございます。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 今回壁にアスベストがあったということがわかったということは、市が事前に調べればそれぐらいは調査できたということなので、本当に調査不足ということを指摘しておきます。この金額については、債務負担行為の限度額であるので極力金額を圧縮するように、そこはしっかり交渉を通して税金の無駄をなくすようにお願いしたいと思います。

話はちょっと変わりますけれども、もう1点。予算書28ページの公金支出差止請求訴訟等委託料の関係なんですけれども、これは市に現在までに何本訴状が届いているのか。そして、その内容を教えてください。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 本補正予算の内容と、何本かということはこの補正予算の内容と直接関連をいたしませんけれども、2本届いております。1本はこのとおりでございまして、もう1本は、情報公開請求をめぐる手続に関するものでございます。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） このとおりで何ですか。ちゃんと説明してください。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 大変失礼いたしました。公金支出差止請求訴訟等委託料につきましては、先ほど提案理由の中で御説明をさせていただきました。高浜市商工会等に対する物件移転補償費等の支出の差し止めを求める住民訴訟が提起されたことから、弁護士への訴訟等委託料を計上いたすものでございます。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） この訴状の内容については、1本新聞紙上で私も知ったわけですが、これまで議会にそういった訴状の内容が情報提供されてない中で、初めてのことなんでしょうがないと思うんですけれども、今後こういった訴状が届いた場合には、どのような基準で議会のほうに報告をしていただけるのか。その点お答えください。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議会への報告につきましては、委員協議会と全員協議会の基準がございまして。どういったものについて議会に御報告するのか。その中で、6項目あったと思いますけれども、1つ代表的なものは、行政計画をつくる場合でありますとか、9,000万円以上の工事がありますとか、今回こういった訴状に関するものについては、その具体的な記述がございませんので、その基準によりまして個別に御相談をさせていただくということでございます。ただ、この基準は、議会のほうからお示しをいただいているものでありますので、それにのっとって当局側としては対応させていただきたいと思っております。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 我々も議決した内容であるので、市民の皆さんからのいろいろなどうい

うことなると、新聞紙上に載ってどういうことなるといような問い合わせがあったときにもしっかりとお答えしたいと。そういった意味で情報提供、中身について、そういった状態になったときには議会のほうに情報提供していただきたいと思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 今回は、訴状が届きましたのが2月23日、3月定例会期中でございますので、これは最終日になりましたけれども、きっちり補正予算として上げさせていただいて、御審議をいただきながら、あわせて御報告もさせていただきたいという趣旨でございます。

○副議長（浅岡保夫） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） それはわかっておりますけど、今後そういった訴状が届いた場合に、議会に対してどのように情報提供していただけるのか。

○副議長（浅岡保夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議会への報告につきましては、委員協議会及び全協基準というものがございます。それを議会のほうで訴状が届いた場合は、議会への報告案件にするということを各派のほうでお決めいただくというのも1つであろうかと思えます。

○副議長（浅岡保夫） ほかに。

ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第34号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第8回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○副議長（浅岡保夫） 日程第3 議案第35号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第35号 平成28年度高浜市国民健康保

険事業特別会計補正予算（第4回）について御説明申し上げます。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ1,500万円を増額し、補正後の予算総額を39億6,960万1,000円といたすものであります。なお、補正の目的につきましては、保険給付費の予測困難な増加見込みに基づき、対応いたすものでございます。

補正予算説明書の40ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

2款2項1目財政調整交付金は、特別財政調整交付金において、国保財政運営に係る経営努力分として交付の内示を受けたことから、追加交付予定額1,500万円を増額いたし、保険給付費の増額見込み分に充当いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。42ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、平成29年3月定例会議案第25号補正予算（第3回）において御可決をいただいておりますが、平成28年度分における保険給付費において、インフルエンザの流行及び心疾患、呼吸器系の疾患などによる医療費の増額が見込まれることから、一般被保険者療養給付費を1,500万円増額いたすものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（浅岡保夫） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○副議長（浅岡保夫） 日程第4 外郭団体等特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

外郭団体等特別委員会にて、その運営の実態を把握し、事業効果の調査を行っております高浜

市総合サービス株式会社につきまして、会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

外郭団体等特別委員長、黒川美克議員。

6番、黒川美克議員。

〔外郭団体等特別委員長 黒川美克 登壇〕

○外郭団体等特別委員長（黒川美克） 御指名をいただきましたので、外郭団体等特別委員会の報告を申し上げます。

去る2月16日午前10時から委員全員出席のもと特別委員会を開催し、高浜市総合サービス株式会社の総務課長と担当社員より平成28年度事業概要について説明を受けました。その後、質疑を行いましたので、その概要を報告いたします。

委員より、平成27年度の決算を見ると、若干、営業利益が下がっているが、そういった対策をして28年度の事業計画を考えているのかとの問いに、平成27年度の決算をベースに考えており、売り上げについては、85%が受託収入で、販売費、一般管理費もほとんどが人件費であり、毎年、賃金が上がっているため、他の消耗品とかそういったものについて調整、削減し、28年度の計画を立てたとの答弁でした。

また、美術館収入が下がって、市役所の窓口収入が上がっているが、市役所の窓口収入は、新庁舎になってというのは反映されていないと思うが、どういったところで減額と増額になったのかとの問いに、美術館が28年度から特に減っている理由としては、特別展が年4回から1回になったのが大きな理由で、市役所の窓口収入は、新たに都市整備グループの窓口業務を受託したことが増額の理由との答弁でした。

他の委員より、年代別、正規社員と臨時社員の平均賃金だとか、把握していればとの問いに、後ほど資料として提出するとの答弁でした。

他の委員より、給食サービス事業の栄養士はどうなっているかとの問いに、栄養士は、小・中学校は学校の栄養士になっている。保育園も市の栄養士が見えます。あと、社会福祉協議会がやってみえる中央保育園と南部保育園は、総合サービスの栄養士になっているとの答弁でした。

他の委員より、職場研修ですが、研修期間はそれぞれ業務によって違うのかなと思うが、どれぐらいの研修期間か、研修内容が何か具体的にわかればとの問いに、特に力を入れているのが調理員のリーダー研修です。衛生管理とか少し特殊なものがあり、月に1回程度行っているとの答弁でした。

また、なかなか希望しても職につけない方、待機者が結構見え、待機期間も長いと聞いているが、今の状況はどうなっているかとの問いに、社員登録という制度があり、募集のチラシを入れる前に、まず声かけをしており、今のところ待機はないと思っているとの答弁でした。

以上が外郭団体等特別委員会の報告であります。

なお、詳細については、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

〔外郭団体等特別委員長 黒川美克 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） ただいまの外郭団体等特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

○副議長（浅岡保夫） 日程第5 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会にて調査、研究、検討されております今後の議会及び議員のあり方等につきまして、高浜市議会会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

議会改革特別委員長、鈴木勝彦議員。

14番、鈴木勝彦議員。

〔議会改革特別委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会改革特別委員長（鈴木勝彦） 議長の御指名をいただきましたので、議会改革特別委員会の今期中間報告をさせていただきます。

委員会では、細かな議論をしましたが、この報告では、委員会の重立った内容を報告いたします。

まず、昨年7月14日開催の第8回特別委員会の報告をさせていただきます。

議題として、（1）議会のICT化の取り組みについて、委員より、議会改革特別委員会に情報機器を使用するための基準である高浜市議会情報機器使用規準（案）が示され、作成と経緯についての説明を受けました。この案は、議会のICT化に先行している安城市、大津市、逗子市、西尾市、半田市を参考に作成されたものです。抜粋すると、目的では、「高浜市議会における情報機器の使用に関し、使用者が遵守すべき事項その他必要な事項を定めることにより、議事運営の効率化及び議会における文書量の削減を図ることを目的とする」としている。第2条では、情報機器とは、タブレット端末及びノートパソコンを定義している。第3条では、会議において情報機器は議員個人の所有か貸与か、第7条では、会議中における情報機器の禁止事項について等、各委員より質問と意見を聞きました。

各会派からは、情報機器を導入するに当たって議論を続けていくが、方向性だけは決めてほしい。できるだけ前向きに考えていきたいと思っている。しかし、すぐに情報機器を導入するのは難しいのではないかと考えるので、まず個人の情報機器をノートのかわり、紙、鉛筆のかわりに使えたらとの意見。

他会派からは、規準案を精査したいので持ち帰りとの意見もあり、次回の委員会までに各会派より修正案並びに意見を書面で提出を求めることになりました。

議題（２）として、議会の災害マニュアルについて、事務局から事前に配付してある高浜市議会大規模災害発生時対応要領（案）及び議会の災害対応マニュアル等各自自治体の事例の説明を受けました。この要領案は、議長と事務局で作成されたものであり、本案は全体で11条からなり、主に宮城県岩沼市の要領及び碧南市を参考にして作成されました。第1条の目的では、高浜市に大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合における高浜市議会の議員の行動を定めることにより、災害時における迅速かつ適切な議会の対応を確保することを目的とするものです。

各会派からは、配付された資料で事務局より説明されたが、この議題はしっかりと精査して議論する必要があるのではと持ち帰りたいとの意見が多数となった。

委員会としては、各会派へ案文に対する意見及び修正、加筆等があれば書面で提出するようお願いをしました。

また、事務局からは、市の都市防災グループでは、退官自衛官の方を活用して、役所全体の危機管理マニュアル、BCPの見直しを行っているので、それに合わせて改めて案をお示しできればと思っていますとの答弁でした。

引き続き、平成29年2月9日に開催しました第9回特別委員会の報告をさせていただきます。

議題（１）の議会のICT化の取り組みについて。前回の委員会終了後、各会派または議員から提出された意見及び意見に対する回答に対し、事務局から説明がありました。

委員からは、詳細な説明を受けて内容の理解もしたが、委員会での議論の中で細かい部分において検討する課題が見えてきたので、持ち帰り検討したいとの意見。

他の委員からは、具体的な考えや大筋の方向性を示す結論がまだ出ないので、さらなる議論を重ねていきたい。

委員会としては、使用規準（案）を詰めていく必要があるのでは、会派または個人での意見を取りまとめて提出いただき、次回までには道筋を示し、推進できる議論にしたいので協力をお願いしました。

次に、（２）の議会の災害対応マニュアルについて。前回の委員会終了後、各会派または議員から提出された意見2件に対して回答が事務局から説明がありました。

各会派から、議員の災害時の対応や支援本部会議のあり方など、これから災害が発生するおそれまたは発生した場合の対応について、さまざまな意見や質問がありましたが、考え方は幾通りもあり結論を出すことは非常に難しい課題ばかりで、引き続き議論を重ねていくことになりました。よって、この意見2件を含めて各会派や委員より再度、期限つきで文書で意見の提出を求めることになりました。

委員より、今審議している議題の案件について、いつまでという期限を区切って話し合いを進めていかなければ結論が出ないのではないか。今後は目標を設定して議論を重ね、速やかに結

論を出せる委員会にしてほしいとの意見がありました。

委員会としては、今後の議論の進め方と結論を導くにはどうすればいいのか、対応を検討していかなければならないと考えています。

そのほかでは、今年度の議員研修では議会改革特別委員会で議題として取り上げている項目に対応していただき、平成29年2月2日に大津市役所に伺い議会BCP（業務継続計画）について及びタブレット端末ガイドラインについて研修視察を行いました。内容は、当市の議会が進めている計画の指針となる先進地であることから視察を行い、参考にさせていただき、有意義な視察となりました。

以上で今年度の議会改革特別委員会の中間報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会議事録がありますので御確認ください。

〔議会改革特別委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） ただいまの議会改革特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

○副議長（浅岡保夫） ここで、本日、議会運営委員会が開催されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、幸前信雄議員。

8番、幸前信雄議員。

〔議会運営委員長 幸前信雄 登壇〕

○議会運営委員長（幸前信雄） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

13番、北川広人議員及び賛成議員より、意見案第1号 小規模場外舟券発売場「（仮称）ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜」の設置に関する意見書が提出され、取り扱いについて検討いたしました結果、本日、日程を追加し、上程、説明、全体による質疑後、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行うことに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 幸前信雄 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、意見案第1号 小規模場外舟券発売場「（仮称）ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜」の設置に関する意見書を追加し、追加日程第6として議題にした

いと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 御異議なしと認めます。よって、意見案第1号を本日の議事日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

○副議長（浅岡保夫） 日程第6 意見案第1号 小規模場外舟券発売場「（仮称）ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜」の設置に関する意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

13番、北川広人議員。

〔13番 北川広人 登壇〕

○13番（北川広人） それでは、意見案第1号の提案理由の説明をさせていただきます。

ボートピア設置には、地元の同意、議会が反対決議をしていないこと、市長の同意が必要となります。我々市議会議員有志は、この3月定例会において、反対決議が議決されないことが確認されましたので、その後に市長が設置に同意を選択する場合には、市議会としてしっかりと責任を果たすために、市長に対して意見書を提出すべきと考えてのことであります。

高浜市と高浜市議会は、将来にわたりその責任を設置者と施行者それぞれと協定書を交わすことにより、市民の思われる不安やリスクの解消を約束していくべきと考えております。

それでは、意見案第1号提案理由は、意見書案の朗読をもってかえさせていただきます。

提出者、北川広人。賛成者、柳沢英希議員、小野田由起子議員、杉浦康憲議員、神谷直子議員、鈴木勝彦議員、杉浦辰夫議員であります。

小規模場外舟券発売場「（仮称）ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜」の設置に関する意見書（案）。

高浜市議会は、小規模場外舟券発売場「（仮称）ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜」の設置に関して、下記のことを遵守するよう高浜市長に対し、強く求めるものである。

- 1 施行によって、本市にもたらされる環境整備協力費については、上限（舟券売上額の1.0%）とすることを施行者と約束すること。
- 2 環境整備協力費は、基金に積み立てるなど、用途を明確にすること。
- 3 建設される建物の機能及び運営管理に関しては、短期的及び長期的な周辺環境への影響や変化に配慮し、さまざまな角度から十分に考慮したものとなるよう、特に次の項目について随時協議を重ねながら進めていくことを設置者及び施行者と約束すること。
 - （1）未成年者、学生生徒の入場規制及び舟券購入規制の徹底。
 - （2）発売場周辺における万全の防犯警備体制の整備及び町内会（二池町）における防犯体制の確保。

(3) 場外の環境保全（交通渋滞の抑制及び交通整理の徹底、利用者起因のごみの処理）。

(4) 場内の環境美化（分煙の徹底）及び防犯（違法行為の抑止）。

(5) 来場者のマナー向上指導の徹底。

4 建設及び施行に関して発生するすべての業務（物品等の購入、雇用も含む）は、できる限り市内優先の原則を貫くこと、並びに契約行為については、透明性及び公平性の確保を設置者及び施行者と約束すること。

5 施設の運営協議のために設けられる協議会には、行政、市議会議員、町内会（二池町）の代表者及び教育委員会等の関係者の参画を設置者及び施行者と約束すること。

6 施行に関して必要と思われる統計調査項目について、随時協議を行い、必要な統計調査の実施及び結果の開示を設置者及び施行者と約束すること。

7 上記で知り得た情報はもちろん、本市議会が求める情報については、即時開示すること。

以上の各項目について市長は、毅然たる態度で設置者及び施行者と接し、本市議会の要求の実現を果たされるよう強く求めるための意見書を提出する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高浜市議会。

提出先は高浜市長であります。

どうぞよろしく願いいたします。

〔13番 北川広人 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 先ほど出されました意見書案について、反対をいたします。

3項の（1）から（5）まで、どれも意見書を出さなければならないほど、ボートピア運営に問題があることをみずから認めるものだと考えます。心配や不安に感じている事柄ばかりで、推進派は、実際のところこれらの心配や不安があることの裏返しだと考えます。協議会については、関係者の参画を設置者及び施行者と約束することとありますが、約束の履行は未来永劫担保される保障があることを断言できるでしょうか。また、協議会は一般公開し、傍聴を自由とすることなど、また、協議会の議事録は公開することなど、足りないところもあると思います。

以上です。

[12番 内藤とし子 降壇]

○副議長（浅岡保夫） 賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第1号 小規模場外舟券発売場「（仮称）ボートレースチケットショップ ミニボートピア高浜」の設置に関する意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、意見案第1号は原案のとおり可決されました。

○副議長（浅岡保夫） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成29年3月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月24日から本日24日までの29日間にわたりまして、提案をさせていただきました同意2件、議案31件に加えまして、本日追加提案をさせていただきました議案2件につきましては、それぞれ慎重に御審議を賜り、全案件とも原案のとおり御同意あるいは御可決を賜り、また、報告2件につきましてもお聞き取りを賜りまして、まことにありがとうございました。

審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（浅岡保夫） これをもって、平成29年3月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る2月24日の開会以来、本日までの29日間の長期間にわたり、議員各位におかれましては終始御熱心に審議いただき、まことにありがとうございました。会期中における議員各位の格別な御協力に対し深く感謝を申し上げます。

今後とも、市民生活の安定と福祉向上、さらなる市政進展のために一層の御尽力をくださるようお願いを申し上げ、閉会の言葉といたします。どうもありがとうございました。

午後4時45分閉会
